

平成 18 年度実施 大学機関別認証評価 評価報告書

徳島大学

平成 19 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	1
I 認証評価結果	5
II 基準ごとの評価	6
基準1 大学の目的	6
基準2 教育研究組織（実施体制）	8
基準3 教員及び教育支援者	12
基準4 学生の受入	15
基準5 教育内容及び方法	17
基準6 教育の成果	27
基準7 学生支援等	30
基準8 施設・設備	34
基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	36
基準10 財務	40
基準11 管理運営	42
<参 考>	47
i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	49
ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	50
iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	52

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立大学からの求めに応じて、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しました。この認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- （1）大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- （2）評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てること。
- （3）大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価のスケジュール

機構は、文部科学大臣から認証評価機関として認証されたことを受け、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み・方法についての説明会、自己評価書の作成方法などについて研修会を開催した上で、大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

18年7月	書面調査の実施 評価部会（注1）、財務専門部会（注2）の開催（書面調査の基本的な進め方の確認等）
8月	運営小委員会（注3）の開催（各評価部会間の横断的な事項の調整） 財務専門部会の開催（書面調査による分析結果の整理及び訪問調査での確認事項の決定）
9月	評価部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項の決定及び訪問調査での役割分担の決定）
10月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月	運営小委員会、評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成）
19年1月	評価委員会（注4）の開催（評価結果（案）として取りまとめ〔評価結果（案）として対象大学に通知〕）
3月	評価委員会の開催（評価結果の確定）

（注1）評価部会・・・大学機関別認証評価委員会評価部会

（注2）財務専門部会・・・大学機関別認証評価委員会財務専門部会

（注3）運営小委員会・・・大学機関別認証運営小委員会

（注4）評価委員会・・・大学機関別認証評価委員会

3 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成19年3月現在）

（1）大学機関別認証評価委員会

相澤益男	東京工業大学長
赤岩英夫	国立大学協会専務理事
鮎川恭三	前愛媛大学長
池端雪浦	東京外国語大学長
内永ゆか子	日本アイ・ピー・エム株式会社取締役専務執行役員
岡本靖正	前東京学芸大学長
荻上紘一	大学評価・学位授与機構教授
梶谷誠	信州大学監事
北原保雄	日本学生支援機構理事長
木村靖二	大学評価・学位授与機構評価研究部長
小出忠孝	愛知学院大学長
河野伊一郎	国立高等専門学校機構理事長
児玉隆夫	帝塚山学院学院長
後藤祥子	日本女子大学長・理事長
小間篤	科学技術振興機構研究主監
齋藤八重子	前東京都立九段高等学校長
曾我直弘	滋賀県立大学長
舘昭	桜美林大学教授
外村彰	株式会社日立製作所フェロー
榎崎憲二	読売新聞東京本社編集局次長
ハシムゲンマツ	南山大学長
福田康一郎	千葉大学教授
前原澄子	京都橘大学看護学部長
森正夫	愛知芸術文化センター総長
森本尚武	前信州大学長
山内一郎	学校法人関西学院理事長
山内芳文	筑波大学教授
吉川弘之	産業技術総合研究所理事長

は委員長、 は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

赤 岩 英 夫	国立大学協会専務理事
鮎 川 恭 三	前愛媛大学長
岡 本 靖 正	前東京学芸大学長
荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
梶 谷 誠	信州大学監事
児 玉 隆 夫	帝塚山学院学院長
小 間 篤	科学技術振興機構研究主監
福 田 康一郎	千葉大学教授
前 原 澄 子	京都橘大学看護学部長
森 正 夫	愛知芸術文化センター総長
森 本 尚 武	前信州大学長
山 内 芳 文	筑波大学教授

は主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第7部会)

赤 岩 英 夫	国立大学協会専務理事
内 田 和 子	岡山大学教授
荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
小田原 雅 人	東京医科大学主任教授
川 寄 敏 祐	立命館大学教授
児 玉 隆 夫	帝塚山学院学院長
福 田 仁 一	九州歯科大学長

は部会長、 は副部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会財務専門部会

河 野 伊一郎	国立高等専門学校機構理事長
清 水 秀 雄	公認会計士、税理士
山 内 一 郎	学校法人関西学院理事長
和 田 義 博	公認会計士、税理士

は部会長、 は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「 認証評価結果」

「 認証評価結果」では、「 基準ごとの評価」において基準 1 から基準 11 のすべての基準を満たしている場合に当該大学全体として当機構の定める大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。また、基準 1 から基準 11 の基準について、一つでも満たしていない基準があれば、当該大学全体として当機構の定める大学評価基準を満たしていないものとして、その旨を記述するとともに、その理由を記述しています。

さらに、対象大学の目的に照らして、「主な優れた点」、「主な改善を要する点」を抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2) 「 基準ごとの評価」

「 基準ごとの評価」では、基準 1 から基準 11 において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合には、それらを「優れた点」及び「改善を要する点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

(3) 「参考」

「参考」では、対象大学から提出された自己評価書に記載されている「 現況及び特徴」、「 目的」、「 自己評価の概要」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学すべての評価結果を取りまとめ、「平成 18 年度大学機関別認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

徳島大学は、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

当該大学の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 大学の目的を学生に周知させるため、オリエンテーションやガイダンスのほかに、導入教育として「大学入門講座」を必修科目として開講している。
- 学生が主体的に授業を運営する「創成学習科目」を導入し、学生の創造的な活動を支援している。
- 広く市民に開かれた大学開放実践センターの活動を20年にわたって行っている。
- 平成15年度に『進取の気風』を育む創造性教育の推進が文部科学省特色GPに採択されている。また、平成16年度に「ユビキタス技術による新しい学習環境の創生」、平成18年度に「医療系学生の保育所実習による子育て支援—地域の保育所での継続的学習による医療人としての人間形成—」及び「豊饒な吉野川を持続可能とする共生環境教育」が文部科学省現代GPに採択されるなど、平成15年度から平成18年度に、現代GP、特色GP等に10件採択されている。
- 学生の自主創造の実践の場となることを目的に設置された創成学習開発センター、学生個人が携帯できる情報端末を持ち、いつでもどこでも情報アクセスを可能にする「uキャンパス構想」により、先進的な自主的学習を支援している。
- 附属図書館は、館内に飲み物、携帯電話や談話の可否についてセクションを設けるなど、利用者の立場に立って、さまざまなきめの細かい配慮がなされている。
- 「教育の質を向上させるための学生ワーキンググループ」や学部の教育ワークショップへの学生参加など、教員と学生が協同で教育改善活動を実施している。
- 全学共通教育センターで、「授業方法に関するアンケート」（中間アンケート）を実施することにより、集計結果をもとに当該授業での改善に結び付けている。

当該大学の主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 大学院の多くの課程では、入学定員超過率が高い状況が見られる。
- 施設のバリアフリー化が十分とはいえない。

II 基準ごとの評価

基準 1 大学の目的

- 1-1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準 1 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-1-① 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

当該大学の目的は、徳島大学学則第 1 条において「徳島大学は、教育基本法及び学校教育法の精神に則り、有為な人材を育成し、学術の研究を推進し、社会貢献を果たし、もって人類の福祉と文化の向上に貢献することを目的とする」と定められている。また、平成 16 年度の法人化に際して、徳島大学基本構想の中で、大学の基本理念として、「自主と自律の精神に基づき、真理の探究と知の創造に努め、卓越した学術及び文化を継承し、世界に開かれた大学として、豊かで健全な未来社会の実現に貢献する」、また、教育、研究及び社会貢献に関する理念・目標として、①優れた専門能力と、自立して未来社会の諸問題に立ち向かう進取の気風を身につけた人材の育成に努める②学術研究の総合的な発展に努める③地域社会の向上発展に貢献する、を設定している。

これらのことから、大学の目的が明確に定められていると判断する。

- 1-1-1-② 目的が、学校教育法第 52 条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

学則第 1 条に定められている大学の目的及び徳島大学基本構想に定められている理念・目標は、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的から外れるものではないと判断する。

- 1-1-1-③ 大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第 65 条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学院の目的は、徳島大学大学院学則第 1 条に「徳島大学大学院は、徳島大学の目的使命に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、もって文化の進展に寄与する有為な人材を養成することを目的とする」と定められていることから、目的が学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものではないと判断する。

- 1-1-2-① 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

当該大学の目的や活動方針については、徳島大学基本構想、徳島大学第一期基本計画、徳島大学概要等に掲載されており、同内容のものが大学ウェブサイトにも掲載されている。これらの印刷物は教職員に配布するとともに、学生に対しては入学時オリエンテーションや学部ガイダンスなどで配布し説明しているほか、全学共通教育の授業で各学部・学科対応導入教育として「大学入門講座」を必修科目として開講し、

大学・学部等の目的の周知に努めている。

これらのことから、目的が、大学の構成員に周知されていると判断する。

1-2-② 目的が、社会に広く公表されているか。

当該大学の目的や活動方針については、大学概要や学生募集要項など各種の印刷物や大学ウェブサイトを通じて社会に公表されている。大学概要は各国立大学、高等専門学校など全国に配布され、学生募集要項は徳島県内外の入学希望者に数多く配布されている。部局ごとに開催されるオープンキャンパスでは、受験情報とともに大学の目的や基本理念の説明が行われている。産学官共同事業の実施に当たっては大学概要の配布などを行い、地域の行政機関や事業所等にも大学の目的とその趣旨の説明を行っている。

これらのことから、目的が、社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 大学の目的を学生に周知させるため、オリエンテーションやガイダンスのほかに、導入教育として「大学入門講座」を必修科目として開講している。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

- 2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 2 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-① 学部及びその学科の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

学部・学科は、総合科学部（人間社会、自然システムの2学科）、医学部（医、栄養、保健の3学科）、歯学部（歯の1学科）、薬学部（薬、創製薬科の2学科）及び工学部（建設、機械、化学応用、生物、電気電子、知能情報、光応用の7工学科）で構成されている。これらの構成は、当該大学の基本理念「学生の多様な個性を尊重し、人間性に富む人格の形成を促す教育を行い、優れた専門能力を身につけ、進取の気風に富む人材の育成をめざす」に整合するものである。

これらのことから、学部及びその学科の構成が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成が学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-③ 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

総合科学部を中心に、全学的な支援のもとに全学共通教育センターを設置し、5学部の教養教育を担っている。全学共通教育センターでは、四つの目的（「大学での学修に適応し、主体的に知的訓練に取り組む態度を養う」など）と八つの目標（「現代社会の諸問題への理解を深め、それらに主体的に取り組む姿勢を身につける」など）を定め、これをもとに平成17年度から新カリキュラムとして大学入門・教養・基盤形成・学部基礎にかかわる科目群を編成し、目的・目標の達成を図っている。また、平成18年度からは学生が主体的に授業を運営する「創成学習科目」などを導入してカリキュラムの一層の充実を図っている。これらの新カリキュラムの効果を検証するために、新旧の両カリキュラム対象学生に共通のアンケート調査を行い、それをもとに比較・検討を行うことにしている。教養教育の目的・目標は教職員・学生に明示されている。

全学共通教育の企画・運営は全学共通教育センター運営委員会が当たり、そのもとで五つの部会（総務広報、授業企画運営、授業研究開発、FD教育方法、点検評価）が業務を分担している。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

2-1-④ 研究科及びその専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学院は、学生が所属する組織としては、1研究科（人間・自然環境研究科）と6教育部（医科学、口

腔科学、薬科学、栄養生命科学、保健科学、先端技術科学)で構成されている。人間・自然環境研究科は人間環境専攻、自然環境専攻、臨床心理学専攻で構成されている。このほかに教員が所属する組織として2研究部(ヘルスバイオサイエンス、ソシオテクノサイエンス)がある。研究科及び各教育部はいずれもその基盤となる学士課程を有し、専門性を一層向上させて高度専門職業人や優れた研究者・研究技術者を養成しようとするものである。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、教育研究の目的を達成する上で適切なものになっていると判断する。

2-1-⑤ 研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成が大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学院の重点化に向けて組織改革を進め、従来の医学、歯学、薬学、栄養学及び工学の各研究科を、教員が所属する2研究部(ヘルスバイオサイエンス、ソシオテクノサイエンス)と、学生が所属する6教育部(医科学、口腔科学、薬科学、栄養生命科学、保健科学、先端技術科学)に改組した。大学院の研究科を研究部と教育部に分離することにより、戦略的・先進的な研究を推進する組織と、幅広く体系的な教育を推進する組織とに区別している。研究部は、ヘルスバイオサイエンス研究部が統合医療創生科学部門、発達予防医歯学部門など計8部門、ソシオテクノサイエンス研究部が情報ソリューション部門、先進物質材料部門など計5部門で構成されている。一方、教育部は、医科学教育部が医科学専攻(修士課程)、医学専攻(博士課程)、プロテオミクス医科学専攻(博士課程)、口腔科学教育部が口腔科学専攻、薬科学教育部が創薬科学専攻、医療生命薬学専攻、栄養生命科学教育部が人間栄養科学専攻、保健科学教育部が保健学専攻、先端技術科学教育部が知的力学システム工学専攻、環境創生工学専攻、システム創生工学専攻で構成されている。

大学院の研究科を研究部と教育部に改組したことは、教育研究の目的を達成する上で適切であると判断する。

2-1-⑥ 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

平成18年度に助産学専攻科が「女性のライフサイクルの変化の過程に関わる助産実践に必須の判断能力と実践能力及び、徳島大学の教育理念のもとで人間性豊かな専門的能力を身につけ、母子保健の発展に貢献できる人材の育成」を目的として設置された。これは国立大学として初めての4年制大学卒業後の助産学教育であり、系統的で実践的な授業科目群によって編成されており、助産スペシャリストの養成を目指すものである。

これらのことから、当該専攻科の構成が、教育研究の目的を達成する上で適切なものになっていると判断する。

2-1-⑦ 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学には、教育実践推進機構、研究連携推進機構及び社会連携推進機構のもとに、16の学内共同教育研究施設等が設置されている。これらを主たる機能別に区分すると、(1)教育及び学生支援施設：全学共通教育センター、大学開放実践センター、学生支援センター、創成学習開発センター、uラーニングセ

ンター、留学生センター、保健管理センター、(2) 学内教育研究支援施設：高度情報化基盤センター、アイソトープ総合センター、(3) 研究推進施設：分子酵素学研究センター、ゲノム機能研究センター、環境防災研究センター、ヒューマンストレス研究センター、(4) その他：知的財産本部、埋蔵文化財調査室、評価情報分析センター、となる。

このうち、「生涯にわたる大学教育を推進し、それを支援する各種業務を開発するとともに、これに関連する調査研究を行うこと」を目的として昭和61年に設置された大学開放実践センターは、広く市民に開かれた活動を20年にわたり行っており、平成17年度には、公開講座年間149講座（受講者数2,120人）、地域連携事業8件及び全学FD推進プログラムを実施している。

その他の施設についても、目的・役割と具体的な運営の在り方がそれぞれ規則に定めてあり、これらは「進取の気風を身につけた人材の育成」や「研究を通して国際社会で高く評価される成果を生み出す」あるいは「知的ネットワークの拠点」など、教育研究等の目的を達成する上で重要な役割を果たしている。

これらのことから、全学的なセンター等の構成が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

「徳島大学教授会通則」、「徳島大学大学院研究科委員会及び教育部教授会通則」に基づき、各学部教授会、大学院研究科委員会及び各教育部教授会が運営されている。また、これらの通則に基づき、各学部教授会細則、研究科委員会細則及び各教育部教授会細則が定められている。各教授会等は原則毎月1回開催され、教育活動にかかわる重要事項が審議されている。その審議内容は、教授会議事要旨に記載されている。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っている判断する。

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

全学的な見地から大学教育の円滑な運営を図るため、徳島大学大学教育委員会を設置し、全学共通教育の基本方針、学部教育・大学院教育に関する全学的共通事項、学部教育と大学院教育の連携、教育課程に関する全学的共通事項、生涯学習の基本方針、学生教育に係る施設・設備の基本方針、高等学校との連携、教務事務に関する重要事項、そのほか大学教育に関する重要事項を審議している。具体例としては、全学共通教育の新カリキュラムの導入や全学における成績評価法の標準化の検討を行っている。

各学部には、教務にかかわる専門委員会（教務委員会）が設置されており、教育課程の編成に関すること、履修方法に関すること、そのほか教務に関する重要事項の審議が行われている。教務委員会は定期的開催されており、その検討内容等は、教授会、研究科委員会で審議・報告されている。

なお、大学教育委員会には、全学共通教育センター長、各学部の教務委員会委員長等が委員として参加しており、各組織間の横の連携を図りつつ、決定内容がスムーズに伝わるようにしている。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が、適切な構成となっており、実質的な検討が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学生が主体的に授業を運営する「創成学習科目」を導入し、学生の創造的な活動を支援している。
- 広く市民に開かれた大学開放実践センターの活動を20年にわたって行っている。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員組織編成のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされているか。

教員組織編成については、中期目標・中期計画において、「大学教育、学術研究の進展や産業界からの社会的要請、政策などに応じ、適切な点検・評価に基づく教育研究組織の柔軟な設計と改組を推進する」と定めている。

平成16年度から大学院の重点化を進め、総合科学部及び人間・自然環境研究科の教員を除く、ほとんどの教員は大講座制を基本にした大学院研究部に所属して日常の研究活動を行うとともに、教育組織である教育部に所属して教育活動を行っている。総合科学部及び人間・自然環境研究科の教員組織編成については、平成20年度に向けて改組計画を策定中である。

これらのことから、教員組織編成のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされていると判断する。

3-1-② 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

平成18年5月1日現在の常勤教員数は、総合科学部が134人、医学部が217人、歯学部が94人、薬学部が37人、工学部が171人である。また、平成18年5月1日現在の非常勤講師数は、全学で合計771人である。

これらのことから、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-③ 学士課程において、必要な専任教員が確保されているか。

平成18年5月1日現在の専任教員数は、総合科学部が134人（教授77人、助教授50人、講師6人、助手1人）、医学部が217人（教授62人、助教授37人、講師31人、助手87人）、歯学部が94人（教授17人、助教授17人、講師2人、助手58人）、薬学部が37人（教授18人、助教授13人、助手6人）、工学部が171人（教授60人、助教授55人、講師19人、助手37人）である。歯学部の教授については、平成18年4月から大学設置基準を1人下回っているが、平成19年2月付けの充員が決定されている。

これらのことから、学士課程において、必要な専任教員がおおむね確保されていると判断する。

3-1-④ 大学院課程（専門職大学院課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

平成 18 年 5 月 1 日現在の研究指導教員及び研究指導補助教員は、修士課程及び博士前期課程では、人間・自然環境研究科は 138 人（研究指導教員 86 人、研究指導補助教員 52 人）、医科学教育部は 104 人（研究指導教員 45 人、研究指導補助教員 59 人）、薬科学教育部は 36 人（研究指導教員 33 人、研究指導補助教員 3 人）、栄養生命科学教育部は 26 人（研究指導教員 15 人、研究指導補助教員 11 人）、保健科学教育部は 29 人（研究指導教員 21 人、研究指導補助教員 8 人）、先端技術科学教育部は 148 人（研究指導教員 111 人、研究指導補助教員 37 人）である。博士課程及び博士後期課程では、医科学教育部は 103 人（研究指導教員 44 人、研究指導補助教員 59 人）、口腔科学教育部は 99 人（研究指導教員 38 人、研究指導補助教員 61 人）、薬科学教育部は 36 人（研究指導教員 33 人、研究指導補助教員 3 人）、栄養生命科学教育部は 26 人（研究指導教員 15 人、研究指導補助教員 11 人）、先端技術科学教育部は 148 人（研究指導教員 111 人、研究指導補助教員 37 人）である。

これらのことから、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されていると判断する。

3-1-⑤ 専門職大学院課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

該当なし

3-1-⑥ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別構成のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。

平成 18 年 5 月 1 日現在の教員数は 875 人で、その年齢構成は 20 代が 13 人、30 代が 265 人、40 代が 290 人、50 代が 198 人、60 代が 109 人で、著しい偏りはない。このうち女性教員数は 122 人で 13.9%、外国人教員数は 15 人で 1.7%である。

教員の選考は公募を原則とし、「教員選考の基本方針」において、「教員選考においては女性、社会人、外国人の任用について特に配慮し、また、出身大学が偏ることのないように考慮する」ことが明記されている。また、教員選考における学長及び学部等の長の役割についても明記されている。

任期制の導入については「国立大学法人徳島大学教員の任期に関する規則」を定め、教育・研究・社会貢献等の活性化及び機動的な人材配置を図っている。平成 18 年度の任期制適用教員は 58 人である。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用・昇任等については、「教員選考の基本方針」において、「教員の採用及び昇任のための選考は、国立大学法人徳島大学基本構想及び学部・学科等の理念・目標・将来構想に沿って行うこととする」と定められている。また、部局ごとに明文化された選考規則に基づいて教員選考を進め、各教授会において審議・決定している。教員選考の経過及び結果は大学ウェブサイトで公表され、透明性・公正性が保たれている。

教員選考に際しては、学士課程及び大学院課程のいずれにおいても、教育指導上の業績や抱負が重要な審査対象とされ、また、面接も選考する上での重要な要件であり、さらに研究発表を課すなど研究業績や

社会的貢献の実績などと併せて総合的に評価している。

これらのことから、教員の採用基準や昇格基準が明確かつ適切に定められ、適切に運用されていると判断する。

3-2-2② 教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、機能しているか。

学生による授業評価アンケートは、各学部で定期的実施され、教員による授業実施報告及び自己評価も定期的実施されている。各部局の自己点検・評価委員会による授業評価アンケートの分析結果は報告書等の形で公表されるとともに各教員に通知されている。なお、この分析結果は授業の改善に利用されているほか、分析結果を用いてFD研究会が適宜開催されており、情報交換が図られている。

また、教員の業績を客観的に評価するシステムを作成し、その結果を処遇等に反映させる「教員業績評価・処遇制度」を平成18年4月から全学的に試行している。この制度は、業績データを入力することによって、大学全体で相対評価を可能にする数値を算出するもので、システムの公平性を検証した後に、平成19年度から処遇等に反映させることを予定している。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、機能していると判断する。

3-3-1① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

教員の教育研究活動は「徳島大学教育・研究者情報データベース」(EDB)等に収集されており、教育内容と研究活動との関連性を確認することができる。また、教育内容と研究活動との関連性は、シラバス及び教育研究者総覧でも確認することができる。

これらのことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-1① 大学において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教育課程を遂行するに当たっては、学務部及び各部局に学務担当事務職員を配置し、これらの職員は実務処理のみならず学生指導も担当している。また、各部局の教務職員・技術職員等は、実験・実習や教室運営にかかわる実務及び学生指導を担当している。これらの職員についての各配置状況は「現員表」により確認することができる。

TAとしては、平成17年度は、総合科学部に57人、工学部に477人、医学部に87人、歯学部に52人、薬学部に24人、全学共通教育センターに57人が配置されており、学士課程の実習系の授業に関して、補助的役割を果たしている。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

基準 4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準 4 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されているか。

学士課程のアドミッション・ポリシーについては、各学科・専攻ごとに明確に定められており、大学案内や学生募集要項に掲載され、公表されている。また、オープンキャンパスでの説明や大学ウェブサイトへの掲載によって、その趣旨は常時公表・周知されている。

大学院課程のアドミッション・ポリシーについては、大学院概要、募集要項等に掲載されている。

これらのことから、アドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

4-2-① アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

各学部学科及び専攻が「求める学生像」の趣旨に沿って、学生を幅広く受け入れるため、一般選抜（前期日程・後期日程）のほかに特別選抜（大学入試センター試験を課す推薦入学、大学入試センター試験を課さない推薦入学、帰国子女、社会人）及び私費外国人留学生選抜と、多様な選抜を実施している。試験方法についても、各学科・専攻のアドミッション・ポリシーに即して学力検査、面接、小論文の選抜方法を採用している。また、アドミッション・ポリシーを実現するため、必要な基礎学力を適切に評価するとともに、特別選抜では志願者の意欲や適性を適切に評価するために、必ず面接を課している。

これらのことから、アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

4-2-② アドミッション・ポリシーにおいて、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

各学部において全選抜共通の「学生受入方針」を定め、その趣旨に沿って選抜が行われている。留学生、社会人を積極的に受け入れる措置として、各試験に適切な選抜方法を採用し、入学後は柔軟な履修方式を導入している。

これらのことから、アドミッション・ポリシーに応じた適切な対応が講じられていると判断する。

4-2-③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学者選抜は、徳島大学入学試験委員会規則により、入学試験委員会が所掌して実施されている。実施にかかわる関係要領として個別学力試験問題作成・採点要領、前期日程入学試験実施要領、後期日程入学試験実施要領があり、試験問題の作成・点検・印刷・採点はそれぞれの要領及び申合せに沿って進められ

ている。面接試験では、「面接標準マニュアル」を作成するなど、試験が公正に行われるよう留意している。

合格者の決定に際しては、試験ごとの要領に基づき入学試験委員会が関係資料を整備した上で、各学部教授会、大学院研究科委員会又は各教育部教授会において審議・決定している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-④ アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

入学者選抜の改善に関する調査研究を行うために、徳島大学入学者選抜研究専門委員会が設置されており、実施状況についての分析や改善課題の検討を行っている。その結果は毎年度報告され、各学部入学者選抜の改善の基礎資料に用いられている。改善例としては、総合科学部の推薦入学（大学入試センター試験を課す）において、各学科に対する高等学校1校当たりの推薦者数の制限が撤廃されている。

これらのことから、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

過去5年間の入学者定員充足率において、学士課程では、総合科学部が平均1.02倍、医学部が平均1.02倍、歯学部が毎年度1.00倍、薬学部が平均1.12倍、工学部が平均1.04倍である。工学部生物工学科（夜間主コース）は1.00～1.50倍である。一方、大学院課程では、人間・自然環境研究科修士課程が平均1.69倍、医科学教育部修士課程が平均1.01倍、医科学教育部博士課程が平均0.96倍、栄養生命科学教育部博士前期課程が1.14～2.21倍、栄養生命科学教育部博士後期課程が0.83～2.00倍、保健科学教育部修士課程が1.21倍（平成18年度のみ）、口腔科学教育部博士課程が0.19～1.17倍、薬科学教育部博士前期課程が0.97～1.71倍、薬科学教育部博士後期課程が0.59～1.82倍、先端技術科学教育部博士前期課程が1.02～1.58倍、先端技術科学教育部博士後期課程が0.94～1.92倍であり、多くの課程において、入学定員超過率が高い状況が見られる。

これらのことから、入学定員と実入学者数との関係の適正化が一部を除いておおむね図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

○ 大学院の多くの課程では、入学定員超過率が高い状況が見られる。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】**基準5を満たしている。****(評価結果の根拠・理由)**

<学士課程>

5-1-1-① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置（例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）され、教育課程の体系性が確保されているか。

教育課程については、全学共通教育及び専門教育の授業科目を必修、選択及び自由科目に分けて、各年次に配当している。

全学共通教育では、大学入門科目群として、大学での学習に必要な基本的な事柄の習得を目指す「大学入門講座」と高大接続を目的とした「自然科学入門」があり、当該大学の導入教育の特徴となっている。このほかに全学共通教育として、教養科目群、基盤形成科目群及び基礎科目群が配置されている。各学部では、全学共通教育と専門教育を融合的に実施し、両者の楔形配置が基本となっている。

4年制の学部では、1年次に基礎学力を養成し、2、3年次から専門性を深めるとともに幅広い知識を身に付け、4年次で専門領域の深化を図る教育課程が構成されている。また、学部・大学院連続教育を想定した科目配置も行われている。

6年制の学部では、1、2年次に基礎、3、4年次に専門科目、4、5年次に臨床科目や実習科目を重点的に履修する。なお、医学部医学科では、早期から専門教育を導入し、3、4年次に統合的学習のチュートリアル・ハイブリッド方式と臨床実習を組み入れた特徴ある教育課程を実施している。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程の体系性が確保されていると判断する。

5-1-1-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

全学共通教育においては、「社会人としての豊かな人間性と高い倫理観を培う」、「専門分野での学習に必要な基礎的知識を身につけ、その運用能力を高める」などを目的・目標としている。「大学入門科目群」では、大学での学習に必要な基本の授業とリメディアル授業が実施されている。「教養科目群」では、文理融合型の授業科目が開設されている。「基盤形成科目群」では、諸科学の基本的思考法、言語運用能力、情

報処理能力等の授業内容が提供されている。特に英語については、「基盤英語」に加え、「主題別英語」、「発信型英語」が用意されている。「基礎科目群」では、自然科学系の各専門分野に必要な基礎知識の習得を目指す授業が用意されている。

専門科目においては、各学部学科の教育目的に沿った多様な科目群が用意されている。医・歯・薬学部では、高度職業人の育成を目標として、統合的学習や人間性育成の教育が専門基礎教育と組み合わせられた内容となっており、工学部では、J A B E E（日本技術者教育認定機構）における専門技術者育成の教育内容が盛り込まれている。総合科学部では、幅広い知識と総合的な洞察力を身に付けた人材を育成する教育内容となっている。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。

各学部等における研究成果の授業内容への反映状況について代表的な例を見ると、専門科目においては、医学部、歯学部及び薬学部では大学院ヘルスバイオサイエンス研究部における先端的研究成果が、工学部では学科ごとの特色ある研究成果が、総合科学部ではコースごとに特徴ある研究成果が活用されている。

これらのことから、授業の内容が、研究活動の成果を反映したものになっていると判断する。

5-1-④ 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学部の授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育）の実施、編入学への配慮、修士（博士前期）課程教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

他学部等の授業科目の履修認定は、総合科学部及び工学部で、他大学で修得した単位の認定はすべての学部で、外国語科目の資格試験による単位認定はすべての学部で、外国語科目の海外留学による単位認定は総合科学部、医学部及び工学部で、インターンシップの単位認定は総合科学部及び工学部で、補充授業の単位認定は工学部で、編入学は歯学部、医学部及び工学部で、それぞれ実施されている（平成17年度）。博士前期課程教育との連携については、工学部で6年連続教育を基本としたカリキュラムが組まれている。

また、「文部科学省現代的な教育ニーズ取組支援プログラム」（現代GP）については、平成16年度に「ユビキタス技術による新しい学習環境の創生」、平成18年度に「医療系学生の保育所実習による子育て支援—地域の保育所での継続的実習による医療人としての人間形成—」及び「豊饒な吉野川を持続可能とする共生環境教育」が、「文部科学省地域医療等社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成推進プログラム」（医療人GP）については、平成18年度に「医療の現場と直結した薬剤師養成教育の実践」が採択されている。

このうち、「医療系学生の保育所実習による子育て支援」は、医学生や看護学生などを1年次の共通教育の必修単位として、地域の保健所実習と子育て支援関連の自治体に参加させるなど、地域社会の要請に応える取組である。

これらのことから、学生の多様なニーズ、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

5-1-⑤ 単位の実質化への配慮がなされているか。

全学共通教育では、「大学入門講座」で学習目標に沿った履修選択の指導、単位の修得に必要な学習時間についての指導をしている。また、学生支援室の設置、自習室の増設、図書館の開館時間延長など、学習環境の充実に努めている。医学部、歯学部及び薬学部において、教員は、予習・復習を確実に行わせるために、講義開始時に小テストの実施や、次の講義までにレポートを提出させるなどの取組を行っている。

GPA (Grade Point Average) 成績評価については、全学共通教育、総合科学部及び工学部で導入している。また、工学部では、年間の履修単位数に上限を設けている。さらに、全学共通教育、総合科学部、工学部では、教育の質に関する専門委員会答申に従って、クラス間格差の是正に役立てることなどを目的として、GPC (Grade Point Class average) (ある学期の科目の履修生全員についてGPを平均した値)を担当教員にフィードバックするなど、成績評価基準の整備に取り組んでいる。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-1-⑥ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

工学部には、入学定員 50 人の夜間主コースに学生が在籍している。夜間主コースでは、夜間の授業履修によって卒業に必要な単位修得が可能となっているが、昼間に開講される科目や集中的に開講される講義も併せて履修できるように設定されている。

これらのことから、在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされていると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用、TAの活用等が考えられる。）

教育内容に応じた学習指導法の工夫状況については、講義、実験、演習、実習の授業形態、少人数授業、対話・討論形式、フィールド型、メディア利用、情報機器利用、TA利用、ゼミナール形式、チュートリアル形式などの学習指導方法が採用され、実施されている。

全学共通教育では、少人数のゼミナール形式、グループの課題学習とプレゼンテーションを重視した創成学習形式の授業を設けている。

総合科学部では、多くの少人数教育授業を行っている。ゼミナール形式の授業も多く、語学授業では多様なメディアを利用したものが多く、フィールド型授業も実施されている。

医学部医学科では、チュートリアル・ハイブリッド方式による授業のほか、多くの実験・実習は少人数で行っている。栄養学科でも、少人数教育・学外実習が行われ、保健学科では、グループ学習・演習発表によるフィールド型授業が取り入れられている。

歯学部では、講義と実習・演習を融合した「モデル・コア・カリキュラム」を実施し、また、1年、3年次に研究室に配属して少人数教育を実施している。チュートリアル教育として、各自が調査し討論する授業、障害者施設の見学等のフィールド型授業も行っている。

薬学部では、講義で知識を習得し、実習で技能を習得するように組み合わせており、病院・薬局実習は少人数による実践教育を行っている。

工学部では、少人数セミナー、特に学生らが自ら解決策を探る創成学習の実施が特徴となっている。

TAについては、工学部、医学部、総合科学部などで多数の大学院生が指導補助者として活用されてい

る。

また、「文部科学省特色ある大学教育支援プログラム」(特色GP)については、平成15年度に「『進取の気風』を育む創造性教育の推進」が、「文部科学省大学教育の国際化推進プログラム(海外先進教育実践支援)」については、平成18年度に「国際感覚を育む統合的な医療人教育の推進 多種職医療人の統合的臨床教育指導を統括するクリニカル・エデュケーターの養成」が採択されている。

このうち、「『進取の気風』を育む創造性教育の推進」は、工学部各学科で、デザイン能力を育成する「創成学習」をカリキュラムに取り込み、さらに、創成学習開発センターを設置して他学部のカリキュラムに反映させるなど、学生の課題設定・探究・解決能力等を向上させる工夫をしている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-2② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

各学部学科において、授業の目標、内容、成績評価の方法などを示した授業概要(シラバス)が作成され、全学生に配布されている。総合科学部、医学部保健学科、工学部及び全学共通教育ではインターネットを利用したシラバスの更新作成システムを活用している。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿ってシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-2③ 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

自主学習への配慮として、学生支援室の設置、クリニカルスキルラボラトリーやチュートリアル室、教室の開放など、全学部において自主学習への取組が進められている。また、学力不足の学生に対する取組としては、「学生相談室」、「学習支援室」、「学びの相談室」の設置や補充授業を行うなどの組織的な取組のほかに、小テストやレポート提出、クラス担任の指導やオフィスアワー対応、講義の後の質問受付などさまざまな取組が行われている。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-2④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業(添削等による指導を含む。)、放送授業、面接授業(スクーリングを含む。)若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-1① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

成績評価基準及び卒業認定基準については、学則及び学部規則に規定されている。成績評価は、全学共通教育、総合科学部及び工学部では、出席状況、小テスト、期末試験、論文、平素の学習状況等を総合的に判断して行っている。医学部、歯学部及び薬学部でも、授業内容に応じて多様な評価方法が採用されている。また、学部学科の教育目標に応じて、卒業に必要な全学共通教育科目と専門科目の単位数が定められており、履修の手引きによって学生に周知されている。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5-3-② 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

各学部において策定された基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が行われている。

成績評価については、GPシステムの導入、到達目標、試験問題、成績評価基準の標準化といった措置を工学部、総合科学部、全学共通教育で行っている。

そのほか、工学部では、JABEEの認定を受けるため、成績評価の根拠資料を教員が相互に確認できるよう整理保管する取組も行っている。

また、全学共通教育では、授業の最終回に試験答案を学生へ返却し、学生の学習到達度の自己認識と成績評価の確認を行う機会とする取組を行っている。医学部医学科では、複数教員担当によるチュートリアル科目等で、複数分野の成績を総合的に評価する新たな評価方式を行っている。

これらのことから、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。）が講じられているか。

成績評価に対して疑問がある場合の措置として、全学共通教育、総合科学部、歯学部及び工学部では、学生からの申立てについて細則あるいは申合せとして明文化されており、担当教員での解決、学生支援室や教務委員会での対応等、責任を明確にしている。医学部及び薬学部では、規定はないが、担当教員への申し出を指導している。

これらのことから、成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられていると判断する。

<大学院課程>

5-4-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっているか。

大学院では、大学院学則、研究科及び各教育部で定められている教育課程に関する規則により教育研究が行われている。

人間・自然環境研究科では、研究科共通科目のほかに専門力を育成するために選択科目として、各専攻の研究能力の基礎を養う特別演習・実験を開設している。

医科学教育部、口腔科学教育部、薬科学教育部、栄養生命科学教育部、保健科学教育部では、共通科目と指定科目で専門全般の知識や他分野の専門的知識を学び、専門科目で高度な専門的知識を習得することを目指している。

先端技術科学教育部では、技術経営、知的財産、企業実習等の幅広い実践的総合科目、自分野以外の素養を広げる専攻内共通科目とともに、コース基礎科目、コース応用科目及び特別演習・実験によって専門性を高める教育課程が編成されている。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっていると判断する。

5-4-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

人間・自然環境研究科では、人間環境専攻と自然環境専攻との有機的関連を図るため、研究科共通科目によって環境問題全体と地域社会への関心を喚起し、基礎知識を習得させた上で、各専攻の中核となる選択科目を履修できるようにしている。また、臨床心理学専攻では、家庭や地域、学校、企業、超高齢社会

における地域の医療・福祉などの幅広い領域で「こころのケア」に対応できる人材育成を目的とした授業科目が提供されている。

医科学教育部では、生命倫理に関する見識を備え、社会に貢献できる研究者及び臨床医の養成を目的とした授業科目を、口腔科学教育部では、歯科領域での高度な臨床能力を有し、国際的に活躍できる人材の育成を目的とした授業科目を提供し、薬科学教育部では、各専攻固有の授業科目を提供するとともに、他専攻の講義科目及び共通科目の受講を推奨している。

栄養生命科学教育部では、健康科学に関する幅広い知識を習得するために共通科目の選択を推奨するとともに、栄養科学の先端研究者育成と栄養分野での専門職業人を目指す授業科目を提供している。

保健科学教育部では、幅広い基礎能力を獲得させるとともに、指導教員以外の特論を複数科目修得させるなど、多様化、高度化、専門化し続ける医療環境に対応できる人材の育成を目指す授業科目を提供している。

先端技術科学教育部では、ハードウェアとソフトウェアが融合した「システム工学」及び環境との調和を図る科学技術に取り組む「環境工学」で活躍できる人材の育成を目的にしている。総合科目及び専攻内共通科目により専攻分野以外の多様な分野の科目を履修できるようにすることで、高い倫理観を持ち、総合的判断力・応用力・課題探求力を持った専門的職業人や研究者の育成を目指す授業科目を提供している。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-4-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。

研究科及び各教育部の特性に応じて、例えば、学生が最新の研究論文等を紹介し合い、相互議論を通して指導を行う授業や、当該大学で得られた研究成果について、その経緯に関する授業が行われるなど、研究活動の成果を授業内容に反映させている。

これらのことから、授業の内容が、研究活動の成果を反映したものとなっていると判断する。

5-4-④ 単位の実質化への配慮がなされているか。

大学院では、授業で課題のプレゼンテーション、レポートの提出があり、論文講読のための事前予習や授業内容の復習のため、授業時間外に多くの勉強を行う必要がある。このため、学生は授業と併せて、予習復習や自らの研究活動に多くの時間を費やし、大学の研究室や自習室を利用している。大学院生の生活実態調査によれば、約8割の学生は1日に6時間以上を大学で過ごしており、約6割の学生は学習研究環境に「満足している」、「やや満足している」と答えている。

これらのことから、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5-4-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

大学院は、大学院学則第7条の2に定める「各研究科及び各教育部において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる」により、すべての専攻において、夜間に授業・研究指導を行っている。

人間・自然環境研究科では、社会人大学院生のために、必要に応じて夜間開講を行っており、特に臨床

心理学専攻では、ほとんどの授業が夜間開講である。

医科学教育部、栄養生命科学教育部、保健科学教育部、口腔科学教育部及び薬科学教育部に入学する社会人には、主要科目の開講時間帯をできるだけ夜間に調整するなど、履修しやすくするとともに、一部の科目は集中的な履修が可能になるような時間帯の設定を行っている。

先端技術科学教育部では、社会人の入学生は多くはないが、学部夜間主コースの開講時間帯での補講及び集中講義、教員による個別授業などの方法がとられている。

これらのことから、在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされていると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。)

教育内容に応じた学習指導法の工夫状況については、講義、実験、演習、実習の授業形態、少人数授業、対話・討論形式、フィールド型、メディア利用、情報機器利用、TA活用、ゼミナール形式、チュートリアル形式などの学習指導方法が採用され、実施されている。

人間・自然環境研究科では、一つの講義につき、対応した演習又は実験が基本として用意されており、講義で学んだことを実践的に深める教育方式がとられている。

医科学教育部、口腔科学教育部及び栄養生命科学教育部では、社会人や英語特別コース等の学生の多様な履修形態に対応できるようにカリキュラムの編成を行っている。

薬科学教育部では、学生のニーズに応じて多様な講義形態をとっており、また、病院実習及び調剤薬局実習においては少人数教育がなされている。

保健科学教育部では、専門科目の講義並びに演習は基本的に少人数授業とし、実験、実習も技術習得を徹底させるため少人数での教育を行っている。

先端技術科学教育部では、少人数のセミナー形式や対話型の授業が配置されており、地域企業や行政機関でのインターンシップ、ベンチャー起業や企業共同研究の授業科目、実践的な英語力やプレゼンテーション能力を高める技法といった総合科目が配置されている。

また、「文部科学省魅力ある大学院教育」イニシアティブについては、平成17年度に「食品機能研究を先導する人間栄養学教育拠点」、平成18年度に「歯科専門医教育の指導者養成プログラム」が、「文部科学省派遣型高度人材育成協同プラン」については、平成18年度に「経営センスを有するπ型技術者の協働育成」が、「文部科学省大学教育の国際化推進プログラム(戦略的国際連携支援)」については、平成17年度に「複数学位を与える国際連携大学院教育の創設(協定大学間ネットワークを活用したメジャー・マイナー履修制による実践的教育)」が採択されている。

このうち、「歯科専門医教育の指導者養成プログラム」については、博士(臨床歯学)コースの新設による教育課程の実質化や、国際レベルの高度な臨床歯学教育プログラムの導入、専門分野に応じた指導体制とカリキュラムの充実などの取組を行うなどの工夫がなされている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-5-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

研究科及び各教育部において、授業目的、授業概要、授業計画等が記載されたシラバスが作成され、入学時あるいは各年度の初めに学生に配布されている。学生は、授業内容を事前に確認するなど、必要に応

じて、シラバスを活用している。

このことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-6-① 教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。

大学院学則により、大学院生はすべての課程において必要な研究指導を受けることが修了要件となっている。研究科及び各教育部により研究指導の実態は異なるが、学生は担当指導教員の指導を受けるとともに、研究実験や演習、講義を通じて教育を受けている。研究成果の学会発表に向けての指導、投稿論文の指導、修士論文、博士論文の指導も指導教員が中心に行っている。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われていると判断する。

5-6-② 研究指導に対する適切な取組（例えば、複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する適切な指導、TA・RA（リサーチ・アシスタント）としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練等が考えられる。）が行われているか。

研究指導に対する取組は、研究科及び各教育部においてそれぞれ工夫され、実施されている。

人間・自然環境研究科では、副指導教員制をとっており、大学院生は副指導教員にも研究面・教育面で指導を受けることができる。

医科学教育部及び口腔科学教育部では、シラバスにより複数教員による指導体制を周知している。栄養生命科学教育部、薬科学教育部及び先端技術科学教育部では、研究室における複数教員の指導が行われている。

大学院生に対するアンケート調査では、約6割の学生が研究指導に「満足している」、「やや満足している」と答えており、TAについては希望する学生の約7割が採用されている。

これらのことから、研究指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5-6-③ 学位論文に係る指導体制が整備され、機能しているか。

学位論文にかかわる指導は、研究指導教員が行うこととされている。人間・自然環境研究科では、副指導教員制が導入されており、指導教員以外の教員の指導を受けることができる。研究科及び各教育部のいずれにおいても、学位審査前に研究発表会を開催して、指導教員以外の教員からも研究や論文作成に関するアドバイスを受ける機会が設けられている。

栄養生命科学教育部と保健科学教育部では、審査には指導教員以外の教育部教授会構成員が主査となる制度を実施している。

これらのことから、学位論文に係る指導体制が整備され、機能していると判断する。

5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

成績評価基準及び修了認定基準については、研究科及び各教育部の規則並びにシラバスにおいて明記さ

れており、履修の手引きに掲載されて学生に配布され、オリエンテーションや授業において説明されている。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5-7-② 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

授業の成績評価は担当教員が実施しており、評価は4段階で行われている。単位認定については、各教育部等の実施細則に基づき委員会において修得単位を確認し、教授会及び研究科委員会において認定している。修了認定については、各教育部等の学位規則に基づいて、複数の審査委員による学位論文審査の結果と、単位認定結果を併せて教授会及び研究科委員会において合否を決定し、修了を認定している。

これらのことから、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-7-③ 学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能しているか。

学位論文の審査については、徳島大学学位規則の第8条から第11条に規定されている。学位論文の審査及び最終試験は、研究科委員会や教育部教授会が行い、学位論文提出者の資格を確認した後、研究科委員会や教育部教授会構成員のうちから3人以上の審査委員（主査1人、副査2人以上）を定め、学位論文の審査及び最終試験に関する事項を付託している。

審査委員は、学位論文の審査の要旨及び最終試験の成績を記録し報告している。研究科委員会や教育部教授会は、審査委員の報告に基づき、課程修了の認定については、出席委員の3分の2以上をもって議決している。

研究科及び各教育部では、発表会や公聴会を開催し、論文内容の発表と質疑応答を実施している。

これらのことから、学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能していると判断する。

5-7-④ 成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。）が講じられているか。

成績評価等の正確性を担保するための措置として、研究科及び各教育部では、学部に策定されている「成績に関する学生の疑義への対応に関する申合せ」の基準等に準じた対応がなされている。

このことから、成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられていると判断する。

<専門職大学院課程>

該当なし

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 1年次に高大連携を目的とした「自然科学入門」など、導入教育が充実している。
- 平成15年度に『進取の気風』を育む創造性教育の推進が文部科学省特色GPに採択されている。また、平成16年度に「ユビキタス技術による新しい学習環境の創生」、平成18年度に「医療系学生の保育所実習による子育て支援—地域の保育所での継続的学習による医療人としての人間形成—」及び「豊

徳島大学

「饒な吉野川を持続可能とする共生環境教育」が文部科学省現代G Pに採択されるなど、平成 15 年度から平成 18 年度に、現代G P、特色G P等に 10 件採択されている。

基準 6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準 6 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

学生が身に付けるべき学力、資質・能力や養成しようとする人材像については、徳島大学第一期基本計画、大学ウェブサイト、履修の手引き、学生募集要項等に明記されている。

全学共通教育及び専門教育においては、教育目標を達成するために、教育目標ごとに対応する講義科目群が明示されている。達成状況は、進級、卒業、修了に関して、それぞれ教授会、研究科委員会、教務委員会等において大学学則、大学院学則に基づいて判断されている。

達成状況を検証・評価する委員会として、全学の自己点検・評価委員会、各部局の自己点検・評価委員会が設置されており、卒業生・修了生アンケート、雇用主アンケートを実施している。

また、工学部では、外部評価会議、参与会議などの外部評価を行っている。国家試験の合格率の検証（医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、看護師等）は、当該学部及び教育研究評議会で行っている。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位取得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

過去5年間の学部学生の進級率は、総合科学部が平均99.1%、医学部が平均97.3%、歯学部が平均94.3%、薬学部が平均95.4%、工学部（昼間コース）が平均86.9%、工学部（夜間主コース）が平均85.5%であり、いずれもおおむね良好である。

過去5年間の学部学生の卒業率は、総合科学部が平均78.2%、医学部が平均98.7%、歯学部が平均96.4%、薬学部が平均97.5%、工学部（昼間コース）が平均81.8%、工学部（夜間主コース）が平均62.8%であり、いずれもおおむね良好である。

また、過去5年間の大学院生の修了率は、修士及び博士前期課程では、人間・自然環境研究科が平均83.3%、医学研究科（医科学教育部）が平均88.5%（過去2年間）、栄養学研究科（栄養生命科学教育部）が平均87.6%、薬学研究科（薬科学教育部）が平均93.6%、工学研究科が平均93.2%である。博士及び博士後期課程では、医学研究科が14.3～68.1%、歯学研究科が平均91.7%、栄養学研究科が28.5～100%、薬学研究科が20～72.2%、工学研究科が平均55.0%である。大学院生の修了率は、一部を除いておおむね良好である。

また、各種国家試験の合格率は、過去5年間で、医師免許は85.4～94.4%、歯科医師免許は80.8～93.5%、

薬剤師免許は74.5～87.3%、管理栄養士免許は86.8～100%、看護師免許は87.3～98.5%、臨床検査技師免許は89.5～100%であり、年度や資格の種類により多少の変動はあるが、いずれもおおむね良好である。

工学部では、JABEEの審査を順次受けており、受審した学科はすべて認定されている。

これらのことから、教育の成果や効果がおおむね上がっていると判断する。

6-1-③ 学生の授業評価結果等から見て、大学が編成した教育課程を通じて、大学の意図する教育の効果があつたと学生自身が判断しているか。

学部学生全員を対象として、平成16年度に実施した学生生活実態調査結果によれば、授業に「満足している」「やや満足している」の学部平均が39.0%であり、一方、「やや不満足である」「不満足である」の学部平均が21.3%である。これらの調査結果は『学生生活実態調査報告書』や広報誌『徳大広報 とく talk』で教員にフィードバックされている。

大学院生全員を対象として、平成17年度に実施した大学院生生活実態調査における「研究指導に対する満足度」については、研究科及び各教育部平均で64.8%の学生は「満足している」「やや満足している」と答えており、「やや不満足である」「不満足である」は研究科及び各教育部平均12.8%で、学生自身は研究指導にはおおむね満足している結果となっている。

全学共通教育に関して実施した授業評価アンケート結果では、学生自身の「達成度の自己判定」、「到達度の満足度」については、基礎教育科目を除き5段階評価の中間点3点を超えている。また、授業方法に対する評価において、「授業目的の達成度」は基礎教育科目では他分野と比較して低い値となっているが、1回目（平成14年度前期）の2.85から2回目（平成15年度後期）では3.47と上がっている。

これらのことから、学士課程における学生の授業に対する満足度はやや低いが、大学の意図する教育の効果がおおむね上がっていると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成17年度の卒業者の就職状況等調べでは、就職希望者に対する就職者の比率は、学部間で大きな差はなく平均94.3%であり、また、進学希望者に対する進学者の比率も全体で99.0%となっており、就職率、進学率ともに良好である。大学院修士（博士前期）課程修了者の、就職希望者に対する就職者の比率及び進学希望者に対する進学者の比率もそれぞれ96.9%、100%で、学部の場合と同様に高い値を示している。大学院博士（博士後期）課程修了者の、就職希望者に対する就職者の比率は、93.0%となっている。

平成16年度卒業生の就職先・進路については、総合科学部が「総合性と専門性を兼ね備えた人材の育成」を目指しており、その進路は事務従事者、教員、情報処理技術者など多様な職種に亘っている。医学部医学科では医師に、栄養学科では管理栄養士に、歯学部では歯科医師に、薬学部では薬剤師に、工学部では専門的・技術的職業従事者になるものが多数を占めており、各学部が養成しようとする人材像に沿った進路・就職先となっている。

また、平成16年度修了生の就職先・進路については、人間・自然環境研究科修士課程では専門的・技術的職業従業者及び事務従業者に、医学研究科修士課程では医療技術者に、医学研究科博士課程では医師に、栄養学研究科博士前期課程では栄養士に、歯学研究科博士課程では歯科医師に、薬学研究科博士前期課程では薬剤師に、薬学研究科博士後期課程、工学研究科博士前期課程及び博士後期課程では専門的・技術的職業従事者になるものが多数を占めており、各研究科が養成しようとする人材像に沿っている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者から、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しているか。また、その結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

当該大学の自己点検・評価委員会では、教育の成果・効果を検証し、教育の改善を図るため卒業生、修了生及び雇用主に対するアンケートとして、「教育の成果・効果を検証するためのアンケート調査実施概要」を定め、3年ごとに卒業生、修了生及び雇用主にアンケートを実施することになっている。

総合科学部が平成14年度に実施した雇用主アンケート調査結果では、8項目の質問のうち「国際感覚」「自然科学の知識・能力」に関して、それぞれ3.1点、3.3点のやや低い評点であるが、そのほかの質問に対しては良い評価を得ており、特に「問題解決に当たった総合能力」は4.0点と高い評価となっている。

工学部が平成17年度に実施した雇用主、卒業生・修了生アンケート調査結果のなかで、「卒業生の達成度」と「教育の貢献度」を教育の成果としてみると、雇用者側からは「工学部専門知識」、「自然科学基礎知識」、「一般教養」については、達成度、貢献度ともに中以上（大又は中）の割合は80～95%である。一方、卒業生の側からは、「工学部専門知識」、「自然科学基礎知識」、「発表・表現力」の達成度及び貢献度において、3分の2以上が大又は中と答えている。

これらのことから、教育の成果がおおむね上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

基準7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

新生には、学部学科ごとにオリエンテーション、大学入門講座、新生合宿研修を実施し、「学生生活の手引」等を用いて、学則、授業の選択・登録方法、大学生生活の過ごし方等について説明しており、個別相談にも応じている。

専門科目の受講に関しては、ワークショップ形式でのガイダンス（医学部）、研究室紹介冊子の配布とガイダンス（歯学部）、研究室紹介のパネル展示（薬学部）、学科紹介、教育内容紹介の資料配布とガイダンス（工学部）、コース分属のガイダンス（総合科学部）等、各学部の専門に応じた対応がなされている。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-② 学習相談、助言（例えば、オフィスアワーの設定等が考えられる。）が適切に行われているか。

オフィスアワーは全学的に設定されており、シラバス等で学生に周知している。クラス・学年担任制も全学的に設定されており、女子学生が相談しやすいように女性教員を配置する学部、入学から卒業まで同一教員が対応する学部もある。

学習相談、助言の窓口として、全学共通教育センターの「学習支援室」、工学部の「学びの相談室」等が設けられており、平成17年度の利用者数はそれぞれ642人、378人である。

これらのことから、学習相談、助言が適切に行われていると判断する。

7-1-③ 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

学生のニーズの把握には、多様な形態があり、学生から要望、意見を聞く機会や窓口は複数設定されている。その一つは、学生代表から教員が直接・間接に意見、要望を聞くもので、全学・学部・学科各レベルで開催されている。また、学長、学部長、教育担当責任者等との定期的な懇談会や、教務委員と学生代表との合同の委員会「教育の質を向上させるための学生ワーキング」等も実施している。さらに、小グループの学生と学年担当教員との懇談会も設けている。個別的には、「学生相談室」、「学習支援室」、「学びの相談室」等の窓口を訪れる学生から学習支援に関するニーズの把握に努めている。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-1-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-⑤ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。）への学習支援が適切に行われているか。

留学生は大学院生を中心に、25か国232人（うち学部生50人）で、全学生の2.9%を占める。留学生への学習支援窓口の一つである留学生センターでは、専任教員5人が、共通教育科目「日本語」、全学日本語コース、日本語研修コース等の講座を開いて、学習支援に当たっている。また、留学生を支援するチューターの配置など、マンツーマンでの学習支援も行っている。「国際交流会館」、「地域・国際交流プラザ」、「留学生談話室OASIS」等には留学生担当職員等が常駐して支援に当たっている。留学生向けウェブサイトも開設されている。大学院には「英語特別コース」が開講されており、英語で講義が行われている。各種の案内冊子やシラバスの一部は外国語で表記されている。

社会人学生への学習支援としては、補講・特別クラス・夜間の授業開講、休日の研究指導、長期にわたる教育課程の履修、夕方のオフィスアワーの設定、大学ウェブサイト上での情報提供等が行われている。

障害のある学生には、障害の程度と本人の希望等に応じて対応している。メンタルケアの必要な学生への学習支援は各学部の学生委員の対応とともに「学生相談室」で臨床心理士等が対応している。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への学習支援が適切に行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

自習用スペースとして、図書館本館に自習コーナー、マルチメディアプラザ、分館にはマルチメディアコーナー、視聴覚室等が整備されている。開館時間は平日では8時40分から22時（蔵本分館は8時40分から21時）、土日は10時から17時であるが、大学院生、教職員、利用申請をした学部学生には24時間（蔵本分館は24時まで）利用できるようにしている。

総合科学部、薬学部には、スタジオプラザが整備され、個人やグループでの自習に活用されている。このほか、各学部には自習室が整備され、夜間の使用も可能にしている。工学部には、「学生自習室」、「リフレッシュコーナー」がある。また、蔵本キャンパスには、臨床実習機器や自習用パソコンを整備したクリニカルスキルラボラトリーが設置されており、医療系学部生の予習、復習に活用されている。医学部では、チュートリアル室をグループ討論室として開放している。

特色GPに「『進取の気風』を育む創造性教育の推進」が採択され、学生の自主創造の実践の場となることを目的に設置された創成学習開発センターは、学生が学部の枠を超えてグループを作り、自由な発想を持ち寄り、多様な考え方を形成することを支援している。

また、現代GPに「ユビキタス技術による新しい学習環境の創生」が採択され、学生個人が携帯できる情報端末を持ち、いつでもどこでも情報アクセスを可能にする「uキャンパス構想」に取り組んでいる。

創成学習開発センターや「uキャンパス構想」により、先進的な自主的学習を支援している。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

文化系36、体育系49のサークルがあり、必要な支援を行っている。

活動に必要な経済的支援としては、課外活動団体助成金が支給されている（約4,574千円）。サークル活動に必要な部室、運動場等は整備されている。備品等の整備のために、ニーズに応じた経済支援を行って

いる（約 41,612 千円）。教職員と学生の拠出による全学的支援組織「徳島大学学生後援会」や学部単位の各種支援組織からも、大会派遣費等の補助が行われている。

これらのことから、学生の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-3-1① 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。

学生の健康相談・助言の体制として、保健管理センター、「学生相談室」がある。保健管理センターには、常勤の医師、看護師、事務職員が配置され、定期健康診断のほか、学生の健康面の相談や治療を行っている。「学生相談室」には、インテーカーが常駐して様々な相談に応じており、メンタルケアが必要な場合には保健管理センターの医師や臨床心理士がこれに対応している。また、「学生相談室」には、学生相談員、人権問題相談員及び法律アドバイザーを配置し、セクハラ、パワハラ等の相談、経済的問題等の生活相談、進路相談などに応じている。就職に関する相談窓口として、「就職支援室」があり、4人のスタッフが対応している。また、工学部の「学びの相談室」でも就職や進路の相談に応じている。

一方、各学部の学生委員、課外活動助言指導教員、クラス担当教員、授業担当教員等が直接学生に対して助言・指導を行っている。

こうした体制の利用状況や満足度については、保健管理センター、「学生相談室」及び「学びの相談室」等から定期的に報告書が出されている。「学生相談室」、「学びの相談室」及び「就職支援室」の平成17年度の利用者はそれぞれ延べ1,058人、378人、4,584人であった。

これらのことから、必要な相談・助言体制が整備され、機能していると判断する。

7-3-1② 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への生活支援等が適切に行われているか。

留学生への生活支援に関しては、留学生センター担当教員、学術研究国際部国際課職員、チューター、学生サポーター、国際交流会館職員が奨学金貸与、入国管理事務所での手続きなど、生活上の諸問題についての情報提供、助言をマンツーマンで行っている。

「国際交流会館」、「地域・国際交流プラザ」、「留学生談話室OASIS」及び「留学生交流室」等を設け、各施設には留学生担当職員が常駐し、支援に当たっている。また、これらの施設には、パソコンが設置され、母国との連絡や情報収集に利用されている。さらに、留学生向けのウェブサイトがあり、奨学金貸与、宿舎、各種手続きなどの情報提供等を行っている。

留学生対象の冊子には日本語と英語が併記され、日本語にはルビを付している。留学生が訪れる国際課室、留学生談話室には連絡周知用に留学生個々のメールアドレスを設置し、連絡を取りやすくするための工夫をしている。

障害のある学生への対応としては、スロープ、点字ブロック、特別仕様の机や椅子などを設置しているが、施設のバリアフリー化は十分とはいえない。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への生活支援等がおおむね行われていると判断する。

7-3-1③ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

生活支援等への要望について学生から直接意見を聴取する場として、学長、副学長、学部長、教育担当

責任者等との懇談会が定期的開催されている。一方、ニーズ把握のための窓口としては、「学生相談室」、「学習支援室」、「学びの相談室」を設置している。

学生のニーズを把握するために、全学及び学部レベルのアンケート調査を実施している。「学生生活実態調査」、「大学院生生活実態調査」は、学部学生及び大学院生の生活実態を詳しく調査しており、その報告書には経済的問題、健康・生活上の問題、学習環境の問題、就職・進路の問題、家庭の問題等、学生のニーズがまとめられている。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-3-④ 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

日本学生支援機構の奨学生採用状況は、平成17年度は、第一種が学部236人、大学院137人、第二種が学部357人、大学院76人である。授業料免除については、半額免除(151人)と全学免除(365人)の比率を変更することで、できるだけ多くの希望者に対応できるようにしている。なお、免除者の20%は留学生である。

大学独自の奨学金制度として、「藤井・大塚国際教育研究交流資金」、「徳島大学国際教育研究交流資金」があり、毎年約40人の留学生に奨学金を給付している。また、私費留学生対象の「若葉会奨学基金」（医学部）、「私費外国人留学生スカラシップ助成金」（歯学部）、及び「日亜特別待遇奨学生制度」（工学部）等の奨学金制度がある。そのほか民間団体等からの各種奨学生も含め、これらの制度や募集案内は大学ウェブサイトや学務課等を通じて学部学生・大学院生に周知している。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学生の自主創造の実践の場となることを目的に設置された創成学習開発センター、学生個人が携帯できる情報端末を持ち、いつでもどこでも情報アクセスを可能にする「uキャンパス構想」により、先進的な自主的学習を支援している。

【改善を要する点】

- 施設のバリアフリー化が十分とはいえない。

基準 8 施設・設備

- 8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

8-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。

当該大学は、新蔵地区、常三島地区及び蔵本地区の3地区からなり、教育研究の場として362,505㎡の校地と延べ281,440㎡の校舎を有しており、これらは大学設置基準に十分適合するものである。課外活動施設も常三島地区、蔵本地区の両地区に設けられている。

当該大学の管理、運営部門として新蔵地区8,415㎡の敷地に4,186㎡の事務棟を保有している。

講義室、実験・実習室、演習室及び情報処理学習のための設備等は、利用できる環境が整っている。そのほか、語学学習室、視聴覚学習室、SCS（スペース・コラボレーション・システム）学習室等を保有している。

附属図書館は、常三島地区の本館（面積5,342㎡）と蔵本分館（面積3,107㎡）からなり、それぞれ528席、314席の閲覧席を持つ。館内には飲み物、携帯電話や談話の可否についてセクションを設けるなど、利用者の立場に立ったさまざまなきめの細かい配慮がなされている。

これらのことから、施設・設備が整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-② 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

平成13年度に現在の超高速ネットワーク・マルチメディアキャンパスシステムが導入され、学内のネットワーク環境が整備されている。

各部局には学生が自由に使用できるパソコン室が設けられ、24時間使用できる20～50台のパソコンが設置されている。また、講義室の約80%に情報コンセントが設置されており、講義等で利用するとともに、学生にも利用されている。

教職員及び学生は、研究室等の端末パソコンから、学術情報の検索・収集、電子メールによる教育研究及び事務連絡、計算サーバなど研究用システムの利用ができる。

また、学生には、ポータルサイト、PDA・携帯電話等を用いたuラーニング、eラーニングのシステムが提供され、履修登録もネットワーク上で行われている。

高度情報化基盤センターの各種サーバ・システムの管理・運用とセキュリティ管理は、センター長と6人の専任教員、3人の技術職員が担当している。情報ネットワークの適正な管理・運用を図るため、「情報セキュリティポリシー」を制定し、管理体制等に関する必要事項を定めている。

これらのことから、情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

大学ウェブサイトや各施設のウェブサイトには利用規則、利用案内や利用方法などが掲載されていることから、施設・設備に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

附属図書館で購入する学術雑誌、図書、視聴覚資料等は、附属図書館長、附属図書館蔵本分館長、各部局及びセンターから選出の教員で構成される附属図書館運営委員会の審議に基づいて決定される。

附属図書館では、備品扱いの学術図書・雑誌は原則としてすべて附属図書館の管理下に置き、集中管理方式により図書、資料を系統的に整理し、活用に供している。蔵書数は本館に約 57 万冊、蔵本分館に約 24 万冊、雑誌は本館に約 1 万種類、蔵本分館に約 6 千種類である。また、電子ジャーナルも整備され、8,934 種類が利用できる。

当該大学の中期計画では、学生用図書の整備、充実をあげ、その達成に取り組んでいる。平成 17 年度の学生用図書資料の受入実績は本館 3,412 冊、分館 644 冊であった。図書の選定に際しては、利用実績や専門分野間のバランスに配慮して行われている。また、貸出冊数及び入館者数は、平成 17 年度が本館 45,482 冊、188,515 人、分館 21,004 冊、141,848 人であった。

これらのことから、教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 8 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 附属図書館は、館内に飲み物、携帯電話や談話の諾否についてセクションを設けるなど、利用者の立場に立って、さまざまなきめの細かい配慮がなされている。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準9を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

各教員は教育活動に関する実績資料を「徳島大学教育・研究者情報データベース」(EDB)に登録している。EDBは、資料収集としての機能のほかに、教育研究者総覧及びシラバス作成にも利用されており、その内容は大学ウェブサイト上で公開されている。平成18年度には、EDBへの情報集積や評価データの分析などを目的とする評価情報分析センターが設置された。

カリキュラム、履修の手引き及びシラバス等は、各学部、学務部(全学)に蓄積されている。『授業実施報告書』も学部単位で収集・保管している。総合科学部、工学部等では、毎年度作成される『FD研究報告書』、『自己点検・評価報告書』に、各学科のFD活動の実施状況などが記載されており、関連データの内容が把握できる。また、中期計画・年度計画にかかわる教育・研究・管理運営の資料は、「経常的資料登録システム」に蓄積する体制の整備に伴い、その登録内容は大学ウェブサイト上(学内限定)で随時閲覧することができる。

これらのことから、教育活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 学生の意見の聴取(例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。)が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

学生の意見や要望は、授業評価アンケート、学生生活実態調査、卒業時のアンケート調査等を通じて聴取されている。

このほかに、学長、学部長、教育担当責任者等が学生の代表者から直接意見を聞く懇談会を実施している。また、学生対象ワークショップでも学生の意見を聴取している。さらに、学生の要望を教育改善に反映させることを目的として、学生自らの企画で、アンケート調査や教員との懇談を行う「教育の質を向上させるための学生ワーキンググループ」を大学教育委員会内に設置するなどの取組を行っている。

アンケート調査で聴取した学生の意見や要望は、『学生生活実態調査報告書』、『大学院生生活実態調査報告書』などにまとめられている。授業の満足度については、一人一人の学生に細かく配慮しながら教え方や内容を工夫するなど、改善に向けての提言を、「教育の質を向上させるための学生ワーキンググループ」では、成績評価基準・判定基準の不明確さに対する学生の不満などに対する提言を行っている。

これらのことから、学生の意見の聴取が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-③ 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

学外関係者からの意見聴取の方法と内容については、「教育の成果・効果を検証するためのアンケート調査実施概要」が全学自己点検・評価委員会で定められており、平成18年度に全学で統一して実施することとしている。工学部では、平成17年度に既に実施し、その結果を大学ウェブサイトに公表している。

このほかに、これまで取り組んだものとして、徳島県内の高等学校との連絡協議会（全学、平成17年度で8回目）、大学院生や卒業生との意見交換会（医学部栄養学科）、教育改善に向けての卒業生・修了生アンケート調査（工学部、工学部生物工学科）などがある。また、雇用主（企業）等からの意見聴取としては、徳大関係医療機関協議会総会における病院からの要望聴取（附属病院）、臨床現場の意見を教育に生かすための薬剤師と学生の交流の場として設けられた薬剤師交流ネットワーク（薬学部）、外部有識者から意見を聞く外部評価会議・参与会議（工学部等）などがある。このような意見が、教育の改善に反映された事例としては、新人医師のマナーの悪さが、徳大関係医療機関協議会総会で指摘され、クリニカルクラークシップ時の接遇教育の契機となっている。

これらのことから、学外関係者の意見がさまざまな形で聴取され、改善に反映されていると判断する。

9-1-④ 評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、教育課程の見直しや教員組織の構成への反映等、具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

自己点検・評価委員会で分析された外部評価結果、各学部での学生・卒業生・雇用主対象のアンケート調査結果及び教育の質を向上させるための専門委員会・学生ワーキングの意見や評価は、大学教育委員会に改善資料として提供される。また、各学部の教務委員会等で討議された意見等は、直接大学教育委員会に報告される。大学教育委員会はこうした改善資料をもとに教育の質の向上のための改善策を立案し、学部へ指示するシステムとなっている。これを受けて各学部の教務委員会又はFD委員会が、教育改善の実施に努めている。

これらのことから、評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、具体的かつ継続的な方策が講じられていると判断する。

9-1-⑤ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

学生の授業評価等の結果は、各学部の教務委員会、学生委員会へ報告され、自己点検・評価委員会等で分析され、個々の教員に伝達される。

全学共通教育センターでは、授業開始約1か月後に「授業方法に関するアンケート」（中間アンケート）を実施し、学期末に「学生による授業評価」を実施している。担当教員はアンケートの集計結果をもとに当該授業での改善を行うことで、学生は授業の改善状況の評価することができる。工学部では、JABEE受審のために改善システム（PDCAサイクルシステム）が整備され、個々の教員が継続して教育の改善を図っている。医学部のチュートリアル授業評価は、チューターへの評価を本人に回覧するとともに、チューターFDでの参考資料や支援センター会議での改善に向けた検討資料としている。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、継続的改善を行っているとは判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

全学的なファカルティ・ディベロップメント（FD）としては、「徳島大学全学FD推進プログラム第2期計画」に基づいて、新任教員を対象とした「FD基礎プログラム」、教育経験豊かな教員対象の「リーダーワークショップ」、テーマごとに話題提供者を囲んで話し合う「FDラウンドテーブル」、授業VTRの一部を視聴した後、コメントや自由討論を行う「授業コンサルテーション・授業研究会」などが年に数回行われている。また、各学部でもそれぞれの教育内容・方法に沿ったFD研究会、FDワークショップ、FD講演会などが開催されている。

FDについての、学生や教職員のニーズは、「学生による授業評価アンケート」や「授業実施報告書」の分析結果、FD参加教員へのアンケート調査などから把握されており、FDの内容の検討や次のFDプログラムの策定に活用され、シラバス作成の技術、教育方法、メディア利用方法等の教育の改善に資するFD活動が展開されている。

これらのことから、FDについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されていると判断する。

9-2-② ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

全学的には、第1期「徳島大学全学FD推進プログラム」に参加した教員を対象に実施したアンケート調査から、その成果・効果を『徳島大学FD推進ハンドブック』や『大学教育研究ジャーナル』に掲載するとともに、「徳島大学教育カンファレンス」で報告している。

また、各学部でもFD研究会やワークショップ等を開催しており、これらのFD活動の成果をまとめた報告書を作成するとともに、授業の進め方や方法、成績評価の基準や方法を改善するなど、FD活動の成果を随時教育の改善に活かしている。

これらのことから、FDが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9-2-③ 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

TA、RA（リサーチ・アシスタント）については、学部単位で採用時にその意義や趣旨についての説明会やガイダンスを行っている。また、講演会、新規導入機器の操作研修会、研究基盤ゼミなども行われ、教育研究補助の質の向上に努めている。

事務職員や技術職員は、管理運営関係の研修のほかに、情報システム統一研修、実験動物関係教職員高度技術研修、留学生担当者研修、教務事務研修、厚生補導事務研修など、学内外で企画された研修を積極的に活用し、スキルアップを図っている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切になされていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 「教育の質を向上させるための学生ワーキンググループ」や学部の教育ワークショップへの学生参

加など、教員と学生が協同で教育改善活動を実施している。

- 全学共通教育センターで、「授業方法に関するアンケート」（中間アンケート）を実施することにより、集計結果をもとに当該授業での改善に結び付けている。

基準 10 財務

- 10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 17 年度末現在の資産は、固定資産 86,866,985 千円、流動資産 12,324,282 千円であり、合計 99,191,268 千円である。なお、教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎等の資産を有している。

負債については、固定負債 32,810,193 千円、流動負債 13,609,120 千円であり、合計 46,419,313 千円である。なお、負債のうち、文部科学大臣から認可された償還計画に基づき返済している借入金が 28,993,520 千円であり、その他の負債については、ほとんどが実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

10-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

経常的収入としては、運営費交付金、学生納付金、附属病院収入及び外部資金等で構成されている。

平成 13 年度からの 5 年間ににおける状況から、学生納付金収入及び附属病院収入は安定して確保されている。また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定して確保されている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10-2-① 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

平成 16 年度から平成 21 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、教育研究評議会、経営協議会及び役員会の議を経て、学長により決定されている。これらの計画は大学ウェブサイトで公表されている。

また、中期計画等を踏まえて制定された毎年度の予算編成方針が、部局長会議に報告され、教職員へ周知されている。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成 17 年度において、経常費用 36,143,613 千円、経常収益 36,844,116 千円であり、経常利益 700,502

千円、当期総利益が694,417千円となっている。なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10-2-③ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

予算配分に当たっては、予算編成方針等に基づき、役員会で検討・審議され、予算配分されている。

平成18年度においては、発展性や高い成果、効果が予想される事業計画、緊急度の高い整備計画、若手教員への研究奨励等の教育研究等支援事業を学長裁量経費により重点的に配分するなど、教育研究活動に必要な経費を配分している。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

法令に基づき、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、6年間一般の閲覧に供しなければならないこととなっている。法令を遵守し、財務諸表について、文部科学大臣の承認を受けた後、財務諸表等を適切な形で公表するとともに、大学ウェブサイトでも公表している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査が行われている。

監事の監査については、監事監査規則等に基づき実施されている。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施されている。

これらの監査報告書は大学ウェブサイトで公表されている。

内部監査については、独立性を持つ学長直属の監査室を設け、内部監査規則等に基づき監査職員が監査を実施し、改善指導・改善措置を講じている。

また、監査項目を定め、各事務部内において相互に検証することにより内部統制の強化を図るため、自己監査制度を導入している。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規定が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

中期目標・中期計画及び年度計画、予算・決算、学部学科などの組織の改廃等、当該大学の重要事項の審議を行う組織として役員会があり、この役員会は学長と5人の理事（総務、教育、研究、管理、経営を担当）で構成されている。また、4人の学長補佐（全学共通教育、国際関係、情報、法務を担当）が、学長及び副学長（理事）の業務を補佐している。

教育研究評議会は、大学の教育研究に関する重要事項を審議する組織で、学長、理事及び学部長等で構成されている。経営協議会は、法人の経営に関する重要事項を審議する組織で、学長、理事、医学部・歯学部附属病院長に加えて7人の学外委員で構成されている。そのほか、役員会の下に各種委員会が組織されている。

各部局では、教授会、研究科（教育部）委員会等において、各部局固有の重要事項について審議、決定し、部局長等を中心とした管理運営体制が構築されている。

事務組織は、法人化を契機に各理事の担当業務と各部課の対応が明確にされている。各部局では、学部等に固有の事務を中心に、部局長の職務を支援する事務職員を配置している。そのほか、技術職員、教務職員、医療職員、看護職員が配置され、大学の管理運営に係る業務、教育研究支援業務及び医療支援業務に従事している。職員は、922人が配置されている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っており、必要な職員が配置されていると判断する。

11-1-② 大学の目的を達成するために、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

学長を最高責任者として、5人の理事（総務、教育、研究、管理、経営を担当）が配置され、それぞれ担当ごとの責任体制と事務組織の対応関係が明確にされている。これにより、教育研究、社会連携、国際交流などに係る重要な情報が学長に伝達され、学長のリーダーシップの下で、全学的な視点からの機動的で戦略的な大学運営が行われている。一方で、学長、理事及び各部局長等で構成される部局長会議を設置し、各部局からの意見を反映する体制が整えられている。

法人化に伴い、各種委員会の整理・統合が行われ、重要な委員会には理事が委員長に就任し、委員からの意見に適切に対応するとともに、学長や理事からの提案や諮問に対し、理解と協力が得られやすい組織

形態をとっている。各部局においても、全学委員会に対応した委員会を組織しており、各部局の委員長等が全学委員会の委員として参画することにより、各部局の意見を反映させながら迅速な意思決定が行いうる体制となっている。

これらのことから、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11-1-③ 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

学生のニーズについては、「学生生活実態調査アンケート」の実施、学長等との各種懇談会により直接把握することに努めているほか、「学生相談室」、「学びの相談室」等において聴取した意見を関係委員会に報告する体制をとっている。

教員のニーズは、各部局の教授会、運営委員会、各種委員会での審議過程で把握されており、これらの意見等は全学委員会や部局長会議、教育研究評議会を通じて、管理運営に反映されている。

事務職員のニーズは、各種委員会への委員としての参画をはじめ、事務連絡協議会などを通じて反映されている。また、平成17年度から2年間の時限組織として業務改善推進係2人を配置し、業務改善提案制度を設け、平成17年度に提案があった98件の中から効果があると認められる18件を採用し、順次実行に移すことで、業務の改善と経費の削減に効果を挙げている。提案の採用例として、「共用公用車の一元管理によるタクシー利用費用の削減」、「電力料金の支払手順簡素化について」がある。

学外関係者のニーズについては、徳島県内の高等学校長や教育委員会との連絡協議会及び高等学校教員との懇談会を開催し、その把握に努めている。工学部では、外部評価会議、参与会議を開催している。そのほか、徳島地域連携協議会や徳大関係医療機関協議会等を通じて、自治体や医療界などからのニーズの把握に努めている。

これらのことから、学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

当該大学に常勤、非常勤監事各1人を置き、徳島大学監事監査規則及び同細則により監事監査について必要事項を定め、徳島大学監事会規則に定める監事会を開催して、監査に関する事項の協議と決議を行うとともに、監事間の意見形成に努めている。

監事監査については、監事監査年度計画に基づき、教育、研究、大学管理・運営、附属病院の管理・運営について監査を実施し、結果を学長に報告している。

また、監事は役員会、経営協議会、教育研究評議会等に陪席し、適宜助言を行っている。このほか、大学の管理運営に関する諸業務及び会計処理に関して、助言と指導を行っている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

事務職員の研修は、人事課が中心になって「研修検討ワーキング」を発足させ、人材育成、研修等のアンケートを行い、学内研修計画を立案し、研修を実施している。平成17年度は、徳島地区3機関（徳島大学、鳴門教育大学、阿南工業高等専門学校）の事務職員を対象に、初級、中級、上級の3コースで、週1回全課程12回開催した語学研修など、20件の研修が実施され、延べ727人が参加した。

学外研修としては、国立大学協会や国立大学財務・経営センターが行った法人化関連の各種研究協議会や研修会、日本能率協会が開催した「大学経営革新フォーラム」等へ49件、延べ127人が参加している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

管理運営に関わる方針は、徳島大学基本構想、徳島大学第一期基本計画、中期目標・中期計画及び年度計画に明記されている。

また、徳島大学規則をはじめ学内規則が整備されており、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規則や方針、各構成員の責務と権限が示されている。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-② 適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

当該大学の目的や計画をはじめとする全学・各部局に係るデータや情報は、大学ウェブサイトに掲載されている。これらは当該大学の内外から自由にアクセスすることができる。また、教員の研究活動等は「徳島大学教育・研究者情報データベース」(EDB)に蓄積されており、大学ウェブサイトからアクセスできる。

中期計画及び年度計画の実施状況を検証するための根拠資料は、「経常的資料登録システム」を用いて整理・蓄積しており、学長、理事、監事を含む関係職員にアクセス権を限定し、運用している。

これらのことから、大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能していると判断する。

11-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価(現状・問題点の把握、改善点の指摘等)を適切に実施できる体制が整備され、機能しているか。

平成3年に自己点検・評価委員会が組織され、全学的に取り組む体制が整っている。この委員会が大学の総合的な活動状況を把握し、根拠となる資料やデータに基づいて点検・評価を行い、その結果を改善に結び付ける体制も整備され、機能している。また、法人化を契機に、年度計画の根拠となる資料・情報が「経常的資料登録システム」に蓄積されており、その事業年度に係る業務実績報告書作成に活用されている。

自己点検・評価の資料となる教員の教育研究活動については、EDBへ各教員の研究室からネットワーク経由でデータ登録でき、学外からも大学ウェブサイトにより、自由にアクセスが可能である。

また、平成18年4月に評価情報分析センターが設置され、専任教授1人を配置して情報収集、調査、分析を行うとともに、評価方法の研究・開発を行っている。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、自己点検・評価を適切に実施できる体制が整

備され、機能していると判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

平成 17 年度から、大学ウェブサイトにて点検・評価の項目を設け、外部評価、年度評価の前提となる自己点検・評価並びに各部局での自己点検・評価を掲載している。また、各部局でも随時『自己点検・評価報告書』を刊行し、公表している。

これらのことから、自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-③ 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）によって検証する体制が整備され、実施されているか。

自己評価に基づいて大学評価・学位授与機構の試行的評価を受けており、また、各部局では自己点検・評価を実施し、それに基づき外部者の評価を受けている。例えば、工学部では、平成 13 年 9 月に外部評価会議規則を制定し、以後、毎年外部評価を受けている。

法人化後の新たな自己点検・評価として、外部有識者を加えた経営協議会等を設け、業務の実績に関する報告書や認証評価に係る自己評価書などの審議を行っている。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者によって検証する体制が整備され、実施されていると判断する。

11-3-④ 評価結果が、フィードバックされ、大学の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、機能しているか。

自己点検・評価や外部評価の指摘事項は、役員会や教育研究評議会をはじめ各種の組織や委員会等において検討を行うなど、必要に応じて具体的改善措置を講じている。改善措置の具体例として、医学部医学科の新カリキュラム（チュートリアル教育等）の導入、歯学部の実習控室へのネットワーク PC の設置、実習時期及び卒業試験期間の見直しがある。

これらのことから、評価結果が、フィードバックされ、大学の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、機能していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 11 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

○ 2 年間の時限組織として業務改善推進係 2 人を配置し、業務の改善と経費の削減に効果を挙げている。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 徳島大学

(2) 所在地 徳島県徳島市

(3) 学部等の構成

学部：総合科学部，医学部，歯学部，薬学部，工学部

大学院：人間・自然環境研究科，ヘルスバイオサイエンス研究部及び医科学教育部・口腔科学教育部・薬科学教育部・栄養生命科学教育部・保健科学教育部，ソシオテクノサイエンス研究部及び先端技術科学教育部

関連施設：大学開放実践，分子酵素学研究，高度情報化基盤，ゲノム機能研究，アイソトープ総合，留学生，全学共通教育，学生支援，創成学習開発，環境防災研究，保健管理，評価情報分析，uラーニング，ヒューマンストレス研究の各センター，教育実践推進機構，研究連携推進機構，社会連携推進機構，埋蔵文化財調査室，知的財産本部，附属図書館，医学部・歯学部附属病院

(4) 学生数及び教員数（平成 18 年 5 月 1 日現在）

学生数：学部 6,163 人，大学院 1,725 人

教員数：854 人

2 特徴

本学の特徴を端的に表現すれば、「真理を探究し，知を創り，地域に生き，世界に羽ばたく徳島大学」ということになる。その主な特徴は次のとおりである。

(1) 教育に関する特徴

①理系優位の本学では，教養教育が特に重要であるとの認識に立ち，早い時期から検討を重ね，昨年度から新カリキュラムによる教育を行っている。②工学部と全学共通教育では，創成学習カリキュラムを取り入れ，学部の枠を越えた自主創造活動に取り組むなど，本学の教育理念である「進取の気風」を育む創造性教育を推進している。③uラーニングセンターが中心となり，「いつでも，どこでも」教育が受けられる本学独自の教育・学習モデルを開発・実践している。④栄養学科は，全国の医学部の中で唯一設けられた学科であり，我が国の栄養施策の推進役となりうる人材を養成している。⑤平成 16 年度に創設された「ヘルスバイオサイエンス研究部」では，統合医療教育開発センターを設置し，医科学，口腔科学，薬科学，栄養生命科学，保健科学の教員による分野を越えた「医療人育成教育」の実現を目指し，医療教

育カリキュラムによる教育（分野横断的教育，チュートリアル教育など）を実施している。⑥平成 15 年度に開設された人間・自然環境研究科臨床心理学専攻は，医学部と連携して，幅広い領域で「心のケア」に対応できる臨床心理士の養成機関として注目されている。

(2) 研究に関する特徴

①大学院の教育・研究と密接に連動して，「基礎研究の推進」と「国家的・社会的課題に対応した研究の推進」を重点研究に位置づけ，「豊かで健全な未来社会の実現」を目標とし，「健康な身体」，「健全な心」，「快適な生活」実現のための重点的な課題を設定している。これらに対応するものが，「健康生命科学」（ヘルスバイオサイエンス），「社会技術科学」（ソシオテクノサイエンス）及び「地域創生総合科学」である。②「ヘルスバイオサイエンス研究部」は組織横断的な研究を促進するとともに，分子酵素学研究センターやゲノム機能研究センターとバイオメディカルセンターを構成し，より独創的な教育研究の発展を目指している。③「ソシオテクノサイエンス研究部」は，工学部が「社会技術科学」を中核とする大学院の重点化を図り，平成 18 年 4 月に開設された。④総合科学部は，「地域創生総合科学」を主眼とした教育研究体制を検討している。

(3) 社会貢献に関する特徴

①産学官連携や，地域との連携に重きを置いた活動を行っていることも，本学の特徴である。特に知的財産の保護と産業界への技術移転を促進し，企業から高い評価を受けている。また地域連携事業により人・物・心・体の面で総合支援を推進している。②大学開放実践センターは，生涯学習とその一環としての公開講座の実績で国立大学法人のトップクラスとなっている。

本学は，「21 世紀 COE」（2 拠点），「特色ある教育支援」（以上平成 15 年），「現代的教育ニーズ取組支援」（平成 16 年），「大学教育の国際化推進」各プログラム，「『魅力ある大学院教育』イニシアティブ」（以上平成 17 年）に採択されている。また「知的クラスター創成事業」，「地域貢献特別支援事業及び大学知的財産本部整備事業」（平成 15 年）が採択された。こうした特徴を持つ本学の実績と取組は，米国科学誌「Science 304 巻」（2004 年）に紹介されるなど，国内外から高い評価を受けている。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

本学は、「自主と自律の精神に基づき、真理の探究と知の創造に努め、卓越した学術及び文化を継承し、世界に開かれた大学として、豊かで健全な未来社会の実現に貢献する」ことを基本理念とし、教育、研究及び社会貢献に関する3つの理念を設定している。

理念（1）明日を目指す学生の多様な個性を尊重して、人間性に富む人格の形成を促す教育を行い、優れた専門的能力と、自立して未来社会の諸問題に立ち向かう進取の気風を身につけた人材の育成に努める。

理念（2）根元的な真理を探究する研究と社会的要請の強い課題を解決する研究を通して、国際社会で高く評価される成果を生み出すとともに、学問分野の固定的概念にとらわれない自由な発想により、互いに協力して新しい領域を切り開き高度化することによって、学術研究の総合的な発展に努める。

理念（3）地域社会と世界を結ぶ知的ネットワークの拠点として、平和で文化的な国際社会を構築するために貢献し、産学官の組織と連携し、社会の発展基盤を支える教育、研究及び文化の拠点として諸機能の充実強化に努めるとともに、大学の開放と生涯学習支援を通じて地域社会の向上発展に貢献する。

理念（1）は、主として学部教育についての理念である。すなわち、本学学生に求められる能力として「人間性」、「専門能力」及び「進取の気風」を挙げることができる。特に「進取の気風」は、本学としての個性・独自性、すなわちアイデンティティを表すキーワードである。また、理念（2）の「根元的な真理を探究する研究と社会的要請の強い課題を解決」、理念（3）の「地域社会と世界を結ぶ知的ネットワークの構築」は、教育に関するキーワードでもある。

（学士課程の目的）

<初年次教育・全学共通教育>

自ら学ぶ姿勢や態度は初年次の学習において形成される。その態度は大学4年間のみならず、大学院や社会、ひいては人生全般における在り方の基盤にもなると考えられるので、初年次はこの点を重視した教育を行うことを目的としている。また、いわゆる2006年問題として、新学習指導要領による教育を受けた学生の理科、数学などにおける基礎学力の低下が問題視されており、さらに、理科系の学部・大学院が中心の本学にあっては、文理融合型を含む教養教育が極めて重要になってくる。本学では、この点を十分考慮した全学共通教育を目的としている。加えて、学部専門の基盤を形成する教育を充実させることを目的としている。

初年次教育・全学共通教育に関わる目的は以下のとおりである。

- （1）大学の学修に適応し、主体的に知的訓練に取り組む態度を養う（主に初年次教育を含む大学入門科目群）
- （2）社会人としての豊かな人間性と高い倫理観を培う（主に文理融合型を中心とする教養教育科目群）
- （3）基本的な思考法や言語運用能力などを身につけ、自立的学習の基盤を形成する（主に基盤形成科目群）
- （4）複合的な視点から専門分野を理解し、必要な基礎的知識を身につける（主に基礎教育科目群）

<学部専門教育>

学部専門教育では専門基礎を重視する教育課程を編成し、次の諸点の実現に努める。

- （1）本学の3つの理念を反映した科目群を配置し、特色ある教育課程を編成する。
- （2）学部・大学院6年連続教育をにらんだ科目群を置き、他方では4年間で卒業する学生に配慮したキャリア教育を組み込んだカリキュラムを用意して、専門性と職業意識の涵養に努める。
- （3）6年制の医学部、歯学部、薬学部においては、卒業後に医師、歯科医師、薬剤師免許を取得し高度専門職業人となるための基本的な教育を行うとともに、より先端的・指導的な能力を養うための大学院教育への連続性を持った先進的な教育も併せて行う。

<学部ごとの専門教育>

総合科学部：総合的・複合的視点から問題解決に取り組む能力を身につけるとともに、各専門分野での学習を通して豊かな人間性を涵養しつつ、個性と専門性を磨き、様々な職種で活躍できる人材を養成する。

医学部：医療人としての技術、知識、態度を身につけ、国際的視野を持って生涯にわたり医療、保健・福祉活動

を通して社会に貢献できる人材の育成を行う。チュートリアルや統合教育を取り入れて、倫理観・責任感を養い、他者を理解し、いたわる人間性を身につける教育を行う。

歯学部：歯科領域にとどまらない広い知識と最新の治療技術を持ち、歯科医師として医の倫理及び魅力ある人間性豊かな歯科医師・研究者の養成を目指す。

薬学部：6年制の薬学科では薬剤師養成の専門教育を、また、4年制の創製薬科学科では創薬研究者育成のための基礎専門教育を行い、薬の専門家としての知的・技術的基盤形成に必要な技能と医療人としての使命感・倫理観を有する人材の養成を目指す。

工学部：豊かな人格と教養及び自発的意欲、基礎知識による分析力と創造力のある人材、そして高度な倫理観をもって活躍できる人材の育成を行う。また、創成学習開発センターで実施する創造性を育む教育方法の導入を行い、さらに全学科のJABEE（日本技術者教育認定機構）資格の取得を目指す。

（大学院課程の目的）

大学院教育では、自由な発想を育む学習・研究環境の中で、課題を探求し解決する能力を身につけることを目指し、先端科学技術の専門分野における研究を通じて、豊かで健全な未来社会の創生に貢献できる積極性と責任感を持つ高度専門職業人、研究者育成を目的にしている。

- （1）博士前期課程（修士課程）は、研究者養成の最初の段階、あるいは高度専門職業人の養成と位置づけ、学部教育で培われた専門基礎能力を基に、専門性を一層向上させると同時に、職業倫理など人間性の涵養に努める。
- （2）博士後期課程（博士課程）においては、基礎的・先駆的な学術研究を推進するとともに、これを世界的な学術研究の拠点、指導的な高度専門職業人や優れた研究者・研究技術者養成の中核機関として位置づけ、特に、健康生命科学（ヘルスバイオサイエンス）と社会技術科学（ソシオテクノサイエンス）を柱とし、これらを地域創生総合科学と連携することにより、地域及び国際社会の要請に対応できる指導的な研究者及び高度専門職業人の育成を図る。

（教育目的・目標全体に関連して）

- （1）本学の教育理念と教育目標に則した教育課程を編成し、特に大学院では、各専攻の特色ある研究実績と経験を活かした教育課程を編成して、学部・大学院一貫の6年教育の推進や職業観教育を含む専門基礎教育の充実を図る。
- （2）学生募集要項、入学案内などに各学部学科や各専攻のアドミッション・ポリシーを明示し、志願者の個性や出身学部学科などでの修学歴を尊重した入学者選抜を行う。
- （3）修学意欲と講義の質の向上を図るため、教育方法、授業形態、履修指導及び成績評価の改善に努める。成績評価の適正化に当たっては、GP、GPA、GPCを導入する。
- （4）適切な教職員の配置を行い、学生の能力開発の視点に立った各学部・学科の教育内容の改善に努める。
- （5）教育に必要な施設・設備、図書館、情報ネットワークなどの活用・整備に努める。
- （6）教育活動の評価を実施し、その評価結果を質の改善につなげるための体制を整える。
- （7）正課及び正課外教育において、学生の人間の成長を図り、自立を促すための適切な指導を行うよう意識改革に努める。
- （8）入学から卒業まで系統立てた学生支援を行い、「進取の気風」にあふれた学生生活を送り、希望に添った進路に進めるよう支援する。
- （9）教育実践推進機構（教育推進室、学生支援推進室）の下に、「学生支援センター（学生生活支援室、就職支援室、学生相談室）」、「保健管理センター」、「全学共通教育センター」を置き、全学各種委員会等との連携を強化し、各種相談支援体制の充実を図る。

iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準 1 大学の目的

本学は、昭和 24 年に発足して以来、教育基本法と学校教育法に則した理念を追求してきた。また、平成 16 年に国立大学法人として再出発する際に徳島大学基本構想と徳島大学第一期基本計画を整備して、大学の理念と目的をより鮮明にした。その内容は、大学及び各部局の印刷物やホームページで公表されている。

本学学則は、大学の目的を「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用能力を展開させること」であるとする学校教育法の精神に則ることを明記しており、大学一般に求められる目的から外れるものではない。

本学の理念や目的などは、大学の全構成員に対して大学概要や履修の手引き、ホームページなどの媒体を通じて周知されており、学生に対しては口頭による説明もなされている。さらに、社会や高等学校に対しては、印刷物やホームページを通じて本学の目的などが公表されている。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

本学は昭和 24 年の発足以来、教育組織を継続的に充実させ、現在、5 学部・計 15 学科で構成されている。本学の教育理念は第一期基本計画に示されており、各学部組織は各々の領域でこの理念の具体化を図るために教育実施体制の整備を図っている。学部・学科組織の構成や目的は大学の目的を達成する上で適切なものと判断できる。

本学では、全学的な支援のもとで全学共通教育センターが 5 学部の教養教育を担っている。環境変化に対応した効果的な教育課程を推進すべく、全学共通教育センターのイニシアチブのもとに継続的な検討と実践が図られている。平成 17 年度から新カリキュラムを導入し、大学入門・教養・基盤形成・学部基礎に関わる科目群を編成している。その目的・目標は教職員・学生に明示されており、教育効果に関する各種の調査によって検証が行われている。

本学の大学院は、6 教育部・1 研究科からなり、大学院課程における教育研究の目的を達成するために、教育システムの改革が不断に取り組みされている。また、各専攻における教育研究活動は、研究者及び高度専門職業人等の養成に向けられており、本学大学院及びその専攻の構成は、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判定できる。

本学の 16 の学内共同教育研究施設等は、学生支援や特定課題研究あるいは産学官連携等の役割を担って運営されている。各々の目的や具体的な運営の在り方は規則や議事要旨などで確認できるが、いずれも本学の目的を達成する上で重要な役割を果たしており、センター等の構成は適切と判断できる。

徳島大学教授会通則、徳島大学大学院研究科委員会及び教育部教授会通則に基づき、各部局の教授会、研究科委員会が運営されている。各教授会等は定期的開催され、教育活動に関わる重要事項が審議されている。

本学では、教務に関わる重要事項を専門的に審議する各部局の教務委員会が設置され、教育課程や教育方法等が適切に検討されている。また、全学的な見地から大学教育の円滑な運営を図るために、大学教育委員会が設置され、必要な事項の審議が行われている。これらの委員会は、相互に連携し合い、教育上の諸課題に対応を図るために、適正な構成を保ち、定期的開催され、実質的な検討がなされていると判断できる。

基準 3 教員及び教育支援者

本学は、教育研究組織の柔軟な設計と改組を推進する基本的方針を有しており、大学院研究科の重点化を進めており、合理的な教育・研究体制を形成している。

本学では、教育課程を遂行するために必要な専任教員が配置され、教育及び学習支援活動に従事している。また、教育課程の展開に必要な事務職員等の教育支援者は適切に配置されているとともに、TA 等の教育補助者の活用が図られている。

大学の目的に応じて、教員組織が効果的に構成されるよう措置されている。なお、女性教員や外国人教員の任用に配慮しており、また、任期制導入によって機動的な人材配置が企図されている。

本学は明確な教員選考方針を持ち、各部局も厳正な選考基準に基づいて教員選考を行っている。また、選考に際して教育指導上の力量の評価が行われている。教員の教育活動を評価するシステムは漸次整備されつつあり、教育内容の向上に有効に機能している。また、平成18年度から試行実施される「教員業績評価・処遇制度」が定着すると、評価内容はより客観性が高まり、教育活動の改善に対して効果的なシステムとなる。適切な体制整備に向けての努力がなされていると判断できる。

学部教育及び大学院教育において、各教員の研究活動は当該分野の教育目的と深い関連性を保っている。また、本学では、EDB（徳島大学教育・研究者情報データベース）の改善充実を図っており、研究業績の多さや教育目的との関連性の高さを検証している。

基準4 学生の受入

本学が求める学生像や入学者選抜の基本方針は「中期目標・中期計画」に明示されている。さらに志願者に分かりやすいものに改めるための検討を進めている。また、その趣旨は、印刷物やホームページを通じて受験者及び社会一般に公表・周知されている。

本学は入学者選抜の基本方針に基づき、「求める学生像」を幅広く受け入れるために多様な選抜方法を採用しており、さらに選抜方法の改善に継続的に取り組んでいる。入学者の状態及び進路の状態はほぼ安定しており、入学者の受入方法は適切に機能していると評価できる。

本学では、アドミッション・ポリシーに沿って多様な入学者を受け入れるための措置を講じている。例えば、留学生には、英語コース、英語による授業等の実施、社会人には、長期にわたる教育課程の履修を認めたり、フレキシブルな履修方式を導入するなどの対応を進めている。

入学試験の実施体制及び運営は、あらかじめ定められた要領に基づいて公正に管理されている。また、入学者選抜制度の在り方を検証し、改善課題を検討する恒常的な専門機関を設けており、その報告は入学者選抜制度の改善に役立てられている。

実入学者数は定員から大幅に乖離することはない。ただし、大学院生の受入を増大させる課題や、学部志願者を十分に確保し続ける課題があり、これらへの対策を検討している。

基準5 教育内容及び方法

（学士課程）

本学では、「全学共通科目」の科目群別の履修システム、「専門科目」における基礎、応用を組み合わせた履修システム等、各学部の特性に応じた教育課程が実施されている。さらには医学部、歯学部では、これに加えて、必修システムによる一貫した教育課程が行われている。特に、初年度から専門教育を積極的に導入して共通教育と専門教育の有機的連携が工夫されている。こうした取組は、本学学生に求められる能力として教育目的に挙げられた「人間性」、「専門能力」及び「進取の気風」をキーワードとする人材の育成に貢献するものとなっている。また、教育課程の編成に関しては、授業内容への研究活動の反映、外国語科目の語学研修認定、インターンシップ科目、チュートリアル教育など様々な工夫が行われている。

各学部においては、定められた様式及び教育課程の趣旨に沿ったシラバスが作成されており、履修の手引きを通じて学生に周知されている。また、教育目標に応じた成績評価基準や卒業認定基準が策定され、成績評価、単位認定及び卒業認定が実施されている。成績評価の厳格化、基準の標準化（統一）及び正確性の確保についても各学部で多様な試みが実施されている。資格取得状況などからみて、教育の目的に応じた成績評価や卒業認定が組織として適切に実施されている。

（大学院課程）

本学では、高度な専門科目と関連する分野の科目の履修を組み合わせ、広い視野を持った専門的職業人や

研究者を育成する教育課程が工夫されている。また、研究科及び教育部の特性に応じ、育成する人材の目標に沿った授業内容の構成、研究活動と関連した授業内容の提供、社会人学生の受入れに対応した適切な授業を行う配慮、適切な学習指導法の工夫などが実施されている。ただし、シラバスについては、形式の統一など使いやすさの向上の検討が必要である。研究指導については、指導教員による親密な研究指導体制が機能しており、学位論文に係る指導体制、成績評価基準や修了認定、学位論文審査体制が整備され、機能している。学生の満足度も良好な結果となっている。

基準 6 教育の成果

学生が身につける学力、資質・能力や大学が養成しようとする人材像に関して、その教育方針・教育目標は、学生募集時、入学時や進級時の時点で示され、教養教育及び専門教育それぞれの課程に応じて明らかにされている。カリキュラムにおいては、履修科目と教育目標との対応を明確にしている。その達成状況は学則に従って進級、卒業、修了時に判定されている。また、達成度を検証・評価するために自己点検・評価委員会として卒業（修了）生及び雇用主に対するアンケートや外部評価を定期的実施している。

在学中の教育の成果や効果に関して、各学部各学科の進級率、卒業率、医師・歯科医師・薬剤師などの国家試験の合格率、工学部各学科の JABEE（日本技術者教育認定機構）受審及びその認定状況、大学院生の論文発表数などから成果や効果が上がっていると判断できる。

学生自身による教育効果の判断については、授業評価結果や達成度・満足度調査によって現状を調査しており、その結果を評価し、評価結果を自己点検・評価委員会や各教員にフィードバックし、それらを教育改善に結びつけていく取組を行っている。

学生の進路状況については、就職率や進学率が良好であること、また、進路がおおむね適切であり、各学部が養成しようとする人材像に合った進路や就職先となっている。

部局によっては、すでに卒業（修了）生や就職先等の関係者から、卒業（修了）生が在学時に身につけた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施している。アンケート結果からみて、教育の成果・効果がおおむね上がっている。

以上のように教育の目的において意図している事項、学生が身につける学力、資質・能力や養成しようとする人材像について検証した結果、教育の成果や効果がおおむね上がっていると判断される。

基準 7 学生支援等

新入生への学習支援は、「オリエンテーション」、「大学入門講座」、「新入生合宿研修」等の場で実施され、専門教育に向けた学習支援は、パネル展示、ワークショップ形式のガイダンス等学部ごとの教育内容に応じたガイダンスが適切に行われている。

学習相談・助言は、オフィスアワー、クラス担任・学年担任制のほか、uキャンパス等の個別的な相談・助言システム、「学びの相談室」・「学習支援室」の相談窓口など、多様なルートが設けられている。

学習支援に対する学生のニーズの把握には、教員と学生との懇談会のほか、相談窓口、アンケート調査など、様々なルートで継続的に実施され、分析、公表されており、学習支援に関する学生のニーズは適切に把握されている。

留学生、社会人学生、障害のある学生、就学上の問題を持つ学生への学習支援は、「留学生センター」、「学生相談室」での対応、開講時間の弾力的運用、英語での授業や表記などにより、快適な学生生活が送れるよう配慮されている。

「特色ある大学教育支援プログラム」の採択により、学生の自主創造の実践の場となることを目的に設置された「創成学習開発センター」、「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」に採択された「uキャンパス構想」は、先進的な自主的学習の支援システムである。また、「スキルラボ」が医療系学生向けに整備されるなど、自主的学習環境は十分整備され、活用されている。

学生の課外活動は、人間性の育成に不可欠であることから、積極的に経済的支援と奨励制度などの支援を行っており、これに応えるように、学生もサークル活動等に主体的に参加している。

学生の健康、生活、進路、ハラスメントに係わる相談・助言体制は、「学生相談室」、「学びの相談室」及び「就職支援室」の利用者が増加傾向にあることから分かるようによく活用されている。

留学生への生活支援は、マンツーマンの対応、留学生同士、留学生と日本人学生の交流を図る施設の充実、文化、伝統の理解を深めるための支援など、幅広く行っている。メンタルケアが必要な学生には「学生相談室」を主な窓口として支援体制を整備している。

生活支援等に関する学生のニーズも様々なルートを設定して随時把握できる体制がある。得られたニーズは「学生生活実態調査報告書」等に掲載されており、ニーズの把握は適切に行われている。

学生の経済的援助は、日本学生支援機構の奨学金と授業料免除のほか、「藤井・大塚国際教育研究交流資金」、「日亜特別待遇奨学生制度」等があり、適切に配分されている。

基準 8 施設・設備

本学は、大学設置基準及び大学院設置基準に十分に適合する校地と校舎を保有している。講義室、研究室、実験・実習室等は、必要数が設置基準より多く確保され、高い稼働率で使用されている。講義室と実習室には、適宜、映像設備や冷暖両用空調設備が設置されている。情報処理教育用に合計 363 台のパソコンが、語学学習用に CALL 教室 2 室、LL 教室 1 室と高度情報化基盤センターに e ラーニングのシステムがあり、利用されている。

附属図書館は、キャンパスが常三島地区と蔵本地区に分かれていることから、本館（面積 5,342 m²）と蔵本分館（面積 3,107 m²）からなり、それぞれ 528 席、314 席の閲覧席を持つ。平日は 8:40~22:00（蔵本分館 8:40~21:00）、土日は 10:00~17:00 の間、開館している。24 時間利用できるように自動貸出装置と入退館システムを設置している。

学内では、5,000 台近くのパソコンがキャンパスネットワークを利用しており、稼働率が非常に高く、教育・研究に必須の設備になっている。情報処理教育用として、高度情報化基盤センターに 190 台、各部局にある情報処理実習室に 20~50 台、合計 363 台が分散配置されている。また、無線 LAN の整備が進行中で、学生がいつでも自由に利用できる環境整備が行われている。

情報ネットワークの適正な管理を図るために、①本学情報資産に対する機密性、完全性、可溶性を損なう内外の脅威からの保護、②学内外の情報セキュリティを損ねる加害行為の抑止、③情報資産の重要度による分類とそれに見合った管理、④情報セキュリティに関する情報の取得支援、⑤学内情報ネットワーク及び情報システムの適切な運用・管理を目的として「情報セキュリティポリシー」を制定し、管理体制等に関する必要事項を定めている。

平成 13 年度に超高速ネットワーク・マルチメディアキャンパスシステムが導入され、パソコンをはじめ、ポータルサイト、PDA・携帯電話等を用いた u ラーニング、e ラーニングのシステムが提供されている。

各施設・設備の利用の手引が作成され、大学のホームページや各施設のホームページに掲載されている。学生には、新入生のオリエンテーションや学内の諸規則を「学生生活の手引」に掲載して、周知を図っている。

附属図書館は、人員と予算の効率的な運用のために、学術図書・雑誌の目録情報の電子化を進め集中管理方式を採用している。これは、24 時間利用と併せて、学術資料を有効に活用するための基盤になっている。電子ジャーナルの導入を積極的に推進するとともに、利用講習会を開催して、学生、教職員の利便を図っている。

以上の状況から、本学の教育研究組織の運営と教育課程の実現にふさわしい施設・設備、情報ネットワーク、学術資料等が、適切に整備・管理され有効に活用されていると判断できる。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

教育活動実態を把握する組織的な資料の集積は全学的及び学部単位で適切に行われている。個人レベルの教

育研究実績資料はEDB（徳島大学教育・研究者情報データベース）への登録により集積されている。「教員業績評価・処遇制度」、「評価情報分析センター」、「経常的資料登録システム」等が相次いで開始・開設されており、制度面・ソフト面・ハード面が有機的に連携することで、組織的資料・個人的資料はより集約的・機能的なシステムで収集・管理されることになった。

学生の授業評価やニーズの聴取は、全学あるいは学部レベルで様々な形で行われ、聴取された評価結果は報告書や研究論文の形で分析・公表されている。本学では、評価を改善に連結する必要性を認識し、評価のための評価ではなく、改善に具体的に役立つことを踏まえた意見聴取を実施しており、具体的な改善・改良に結びついている事例は多数挙げることができる。

卒業生や就職先などの学外関係者からの意見聴取は、学部の専門性を反映して、主として学部単位で行われている。学生からの意見聴取と同様に、評価のための評価でなく、実際に改善に寄与させることを目指して行われ、いくつかの改善事例が示されている。

評価結果を教育の質の向上・改善に結びつける組織的なシステムは、全学的なシステムとして、外部評価結果、アンケート調査結果、教育の質を向上させるための専門委員会の検討結果等を大学教育委員会に改善資料として提供し、大学教育委員会ではこうした資料を基に改善案を立案し、学部へ指示するシステムとなっている。各学部でも、JABEE（日本技術者教育認定機構）認定を受けている工学部をはじめ、すべての学部に教務委員会、FD委員会などを設置して、組織的なシステムとして活用されている。さらに、「評価情報分析センター」の設置により全学的に改善へのサイクルシステムが機能することが期待される。

一方、授業評価結果の個別伝達は各学部で適切に行われるとともに、授業改善やカリキュラム改訂に利用されており、個々の教員の教育の質の向上と改善に結びつけるシステムとして機能している。

また、改善のためのアイデアを教員間で共有できるように作成した徳島大学FD推進ハンドブック等は、改善を推進するためのプログラムにも再活用されている。このように学生・学外関係者の評価結果を教育の質の向上に結びつけるシステムは、一部遅れている面もあるが全体として適切に整備されている。

FDは、学生・教員のニーズを受けて、全学的にも学部レベルでも活発に行われている。ワークショップなどの参加型形式のFDが広く実施されている点、参加した成果を具体的な改善に反映させることを念頭においている点は、特筆されるべきである。

これらのFD活動の具体的な成果については短期的に判断できない部分があるが、授業方法の改善やシラバスの改訂など、目に見える形での成果は「徳島大学FD推進ハンドブック」に代表的に示されている。

TA・RAなどの教育活動の質を高め、その資質の向上を図るための取組は、学部単位で実施し、事務職員や技術職員は、全学的な取組として学内外で企画された多様な研修会を積極的に活用し、スキルアップを図るよう努めており、適切に実施されている。

基準 10 財務

徳島大学基本構想において「国立大学法人徳島大学は、自主と自立の精神に基づき、真理の探究と知の創造に努め、卓越した学術及び文化を継承し、世界に開かれた大学として、豊かで健全な未来社会の実現に貢献する。」という理念・目標が掲げられている。この理念・目標に向けて中期計画・年度計画において、教育研究活動が具体的に記されている。

教育研究活動を遂行する上で予算編成は重要であり、予算編成方針が役員会及び経営協議会で十分に審議され、学長裁定により制定されている。その内容が部局長会議で報告され、部局長から当該所属職員へ周知されている。

教育研究活動に安定的に必要な経常収益は、文部科学省からの運営費交付金の配分及び授業料収益及び入学料収益等の自己収入により確保されている。

競争的資金及び外部資金の獲得についても学長のリーダーシップのもと、資金獲得のための組織として研究連携推進本部及び知的財産本部が整備され、教職員が重要性を認識するとともに、徳島大学ホームページにお

いて外部からの公募等の情報提供をし、資金獲得のため一層の努力を行っている。

本学の財務諸表等については、文部科学大臣の承認後、官報に公示し、監事及び会計監査人の意見とともに閲覧に供し、大学のホームページに掲載するなど適切に公表されている。また、財務に関する監査として、法令に基づく会計監査人監査及び監事監査が実施され、いずれも適正である旨の報告がなされている。

基準 11 管理運営

本学は、大学の目的の達成に向けて、学長、理事及び事務組織が、管理運営のための適切かつ効果的な機能を発揮するとともに、効率的な意思決定を行い得る組織形態となっている。また、監事から本学の業務運営や会計処理に関し、有益な多くの助言と指導を得ている。

学生のニーズや要望は、アンケートや懇談会などにより把握されており、教員のニーズや要望の把握は、部局長会議や各種委員会などで行われている。事務職員のニーズや要望についても、各種委員会への参画などの場で把握されている。また、学外関係者についても、各種の協議会、懇談会など種々の交流の機会を通じて、ニーズや意見の収集に努めている。

本学の目的、基本計画や管理運営に関する方針、学内諸規則をはじめとする全学に係るデータや情報は全学のホームページに、また、各部局に関するデータや情報はそれぞれのホームページに掲載されており、かつ、相互にリンクされ大学の内外から自由にアクセスできるシステムが構築されている。

一方、教育研究活動の個人情報や EDB（徳島大学教育・研究者情報データベース）に記録・蓄積するとともに情報の保護については、「徳島大学情報セキュリティポリシー」に従い管理されている。

平成 3 年に全学委員会として自己点検・評価委員会を設置し、各部局の自己点検・評価に関する委員会と協力し、数年ごとに根拠となる資料やデータに基づき、対象となる期間内の活動を検証し、現状の分析・認識と問題点の抽出・把握及び改善点の指摘・改善方策の提案を示し、実質的な自己点検・評価などを行ってきた。法人化後は、自己点検・評価委員会により、年度計画の自己点検・評価結果である業務実績報告について、検証する体制が整備され、実施されている。

平成 18 年 4 月から評価情報分析センターを設置し、EDB（徳島大学教育・研究者情報データベース）等を用いた具体的な評価活動がスタートした。